

## 1. 議事日程

〔令和3年第4回安芸高田市議会12月定例会第6日目〕

令和3年12月13日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第76号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）  
日程第3 議案第77号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第4 議案第78号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 議案第79号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第6 議案第80号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第7 議案第81号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第82号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第9 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	穴戸邦夫

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

## 4. 会議録署名議員

11番	山本優	12番	熊高昌三
-----	-----	-----	------

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊

企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
政策企画課長	高下正晴		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において11番  
山本優議員、及び12番 熊高議員を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第76号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）  
日程第3 議案第77号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正  
予算（第2号）  
日程第4 議案第78号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第1号）  
日程第5 議案第79号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）  
日程第6 議案第80号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第3号）  
日程第7 議案第81号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補  
正予算（第3号）  
日程第8 議案第82号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算  
（第3号）

- 宍戸議長 日程第2、議案第76号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」の件から、日程第8、議案第82号「令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの7件を一括して議題といたします。  
本案7件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

- 金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

12月8日付で本委員会に付託のありました、議案第76号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」から、議案第82号「令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」までの7件の審査結果について、報告いたします。

付託されました議案について、12月9日に委員会を開き、審査をしました。

議案第76号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」は、既定の歳入歳出予算それぞれ、2億2,561万8,000円を追加し、予算の総額を235億6,223万4,000円とするものです。

補正の主な内容を大別すると、次の3項目になりました。

まず、1点目は、通常分として、市道除雪業務委託料の増額が主なものでした。

2点目は、災害関連の予算として、廃棄物処理業務委託料や、災害復旧工事に関するものでした。

3点目として、新型コロナウイルス感染症対策の予算として、ワクチン接種体制確保に要する経費などでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

総務部の審査においては、委員より、「避難所のテントの購入について、どのような計画をもって購入するのか、具体的な説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「市内全ての指定避難所に張れるテントの数を算出したところ、1,813張りであった。全てテントを張ると、避難者の受入れの数に影響があることから、検討を行った。市内には、身体障害者手帳をお持ちの方や乳幼児の方など、支援を要する方が、人口の約2割おられる。加えて、当日体調不良の方も含め、おおむね3割の方に対してテントが用意できるよう、不足分の107張りの予算を計上している。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、「不妊治療費助成事業補助金について、60万円の増額であるが、現在までの状況は。」との質疑があり、執行部より、「当初予算では200万円計上していたが、現在9件、延べ18件の申請がある。既に予算が不足する状況のため、予算を計上している。」との答弁がありました。

産業振興部の審査においては、委員より、「頑張る中小事業者応援事業補助金3,500万円余りを減額された理由は。」との質疑があり、執行部より、「当初、給付対象事業者を189件見込んでいたが、要件の該当が15事業者であったため、減額を行うものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「手続きが難しく、やりにくい事業があるという新聞記事を読んだことがある。189件見込んだ中で、15件しか対象がなかった原因は何か。」との質疑があり、執行部より、「要件の設定に対し、売り上げ減少が、その要件に該当しなかったのが原因と考える。コロナによるダメージが少なかったのではないかと検証している。」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より、「吉田サッカー公園の土砂撤去費について、以前にも、大雨の際に同じ箇所から土砂が流出している。このたびの補正では、土砂の撤去のみか、土砂の流出防止も含めたものなのか。」との質疑があり、「土砂撤去にかかるものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「将来的な災害防止のための工事の計画はあるか。」との質疑があり、執行部より、「災害防止、防災も含め、サッカー公園の施設、設備を改良向上させていこうという協議をしているところであ

る。」との答弁がありました。

そのほか、特別会計を含む、各会計の「歳入、歳出」について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第76号から議案第82号までの7議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって、委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、本案7件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第76号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」の件から、議案第82号「令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの7件を、一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長報告は、原案可決であります。本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 一般質問

○宍戸議長 日程第9、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」などの発言をし、明確に分かるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番 山本数博議員。

○山本数博議員 おはようございます。  
通告に基づき、質問をさせていただきます。  
まず最初に、吉田サッカー公園の施設の充実について伺います。  
吉田サッカー公園は、サンフレッチェの練習場やユースのホームグラウンドとして多くのファンが見学や観戦に訪れています。こうした状況を踏まえ、見学や観戦ができる施設の充実を図る必要があると思います。よって、次の取組はできないか、伺います。

人工芝のサブグラウンドではユースの試合が行われ、観戦者も多く訪れています。この施設には観戦スタンドもなく、コート内のベンチもありません。更衣室はありますが、狭小で1チーム分しかありません。シャワーなどの施設もないため、サンフレッチェユースが公式試合や練習試合を行う環境にないと思います。

サッカー公園のスタンドなどの整備については、平成28年度のまちづくり委員会の提言でも言及されております。サンフレッチェ関係者と協議し、施設の整備を行うべきと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 既に新聞報道にあったとおりですが、協議は開始しています。設備については、必要に応じて順次進めていく計画です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 市にとって、サンフレッチェがいてくれることは貴重な財産であり、いつまでも本市で活動いただくためにも、今、市長が述べられたような対策を協議しながら、順次進められることが最大の市の役割だと思います。

前向きな回答をいただきましたので、この質問を終わります。

次に、災害復旧について、お伺いいたします。

8月の災害で、被災地の復旧に鋭意努力をされていますが、次の点に疑問を感じていますので伺います。

生活道路ののり面の崩壊や路面の流失などにより、自宅に自動車に入れなくなった家があります。このような被災地を市が修復する場合がありますが、申し出ても市で対応してもらえないということが起きています。

自宅への進入路であれば、生活支援として応急的に復旧するのが公の務めと思いますが、なぜこのようなことが生じているのか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、今、公の務めと言われたのですが、公の務めではありません。市が管理する道路については、市が責任を持って復旧を行います。ただし、個人の生活道路であれば、その所有者が責任を負います。

この質問が、元職員の方から出てくるのがびっくり仰天なんですけど、昔も今もルールは変わらないはずですよ。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 災害のときの対応というのは、そのときの首長の姿勢というのが重要視されるんですね。特に、対応は単市を伴う場合が多い。今、市長が言われたのは、一般的なルールの中での中身だと思います。農道は農道、

私道は私道、公道は公道、それなりの管理の役割の中でやられるのが当然だというふうに答弁されたと思いますが、応急、災害を受けて今日にも入れない、こういうのが災害だと思います。

そのときの対応、復旧は首長の判断で、とにかく入れるようにせえと、首長が指示されたら、みんなやります。このような家があるんですが、どうしましょうか。あれは直さないけんのじゃないか、やろうや、その辺が応急な判断というふうに思います。

そういう意味で、重ねますが、災害での対応は、応急復旧という考えで生活に困るとなれば、対応すべきだと思います。道路の種類で対応するのは、落ち着いてからのことだと思います。災害に対する応急対応とは言えないと思います。

今からでも遅くありませんので、災害対策本部はまだ解散されないと、思います。もう一度関係者と協議されて、考え方を遡及して対応されるべきだと思います。

私の意見、考えを述べまして、この質問は終わります。

(「議長、一問一答ですよ」と呼ぶ者あり)

(「あなたに問わないんです」と呼ぶ者あり)

(「問わないのなら、質問したらだめでしょ」と呼ぶ者あり)

○宍戸議長

議長の指示に従わない発言は、許可しておりません。

○山本数博議員

次の質問に移ります。

市単独補助支援制度は、来年3月末までの本年度のみの時限措置となっております。この対象となる被災地の復旧状況を見て、次年度に延長することは考えられないか、伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

何回もここで申し上げるんですが、恣意的には進めないでください。

山本議員に申し上げますが、たびたび「あなた」と言っただけでいかんと議長に指摘されてますよね。無意識かと思うんですが、改められたほうがよろしいと思います。

(「失礼しました」と呼ぶ者あり)

一問一答形式でそれ以外は認めないと、私はここで先ほど議長にも確認しまして、議長が高らかに宣言されました。一問一答です。主義主張を自由に展開する場ではありません。市民のためになるような質問をお願いします。

では、お答えします。

既に検討をしています。そして、申請状況を見て、また、適宜適切に判断をしていきます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

前向きな回答をいただきましたので、この質問はこれで終わります。次の質問にいきます。

各地の河川の改修申入れについて。

このたびの災害に伴う河川の改修について、多治比川の改修の見直しをいち早く県に申し入れされました。次の河川でも周辺に大きな浸水被害をもたらしています。これらの河川につきましても、多治比川に引き続き、県や国に改修の申し入れをされていると思いますが、どこへ、どのように申し入れされているのか、伺います。

伺いたい河川は、大土川、その氾濫で被害を被った高田原区域ですね。本村川は浅塚から甲田町にかけての区域、今井谷川は下甲立の今井谷川周辺です。火の谷川は火の谷川周辺から江の川への排出口ですね。戸島川は、下小原地区の冠水区域、それと、江の川の合流区域、簸の川は八千代町の勝田地区というふうに思うとったんですが、よくよく調べてみたら、佐々井の境とか、勝田と佐々井の境のほうでありました。あの辺の冠水区域。これらの原因を調べられて、多治比川と同じように原因を話をされて、改善の要望をされたというふうに市長が9月の議会で話をされました。

以下の河川についても同じような状況を調べて、要望をされていると思います。その点について、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今の議会になって1年がたちますが、この1年間、ずっと我慢をしてきたものがあります。幾つかあるんですが。

その1つ、御案内しますと、議員の幾らかの皆さん、そして市民の多くの方が、恐らく誤解をされています。議員必携というものがあるんですね。ルールブックが、ハンドブックが。

一般質問について、こう説明があります。特定の地区の道路改修などを要望するためのものは、一般質問として適当でない。これがルールなんです。えって思われるかもしれませんが、ここは要望を言う場じゃないんですよ。何の場かという、その後続きます。一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議するべき。このまち全体のことを考えて、議論をする場です。要望を行う場ではありません。まずそれを、改めて市民の皆様、そして市民の代表の皆様にお伝えし、徹底を願います。

その上で、質問についてお答えすると、全ての被災箇所について個別の要望を出すわけでは、そもそもありません。基本的に、被災をした場所については、状況が把握され次第、事務的に、国・県の担当部署へ報告をします。それに従って、沿って対応がなされます。これが原理原則です。

ただ、多治比川については、市の中心部で、これまでにない大きな被害が発生しましたので、改良復旧という特別な対応を望む、その要望をしたまでです。

○宍戸議長 答弁を終わります。



山本数博議員。

○山本数博議員 今、多治比川は特別な状況の中で分析して、報告したと言われましたけれども、同じような条件が皆、私が言った河川にはある。個々の地域について、要望する場所じゃないとってあなたは言われましたが……

○宍戸議長 あなた、と言わないでください。

○山本数博議員 それは解釈の違いで、市長の自分のいいような方向で、市長が判断されとるんじゃないと思いますが、私は大土川を個人的に言うのとるんじゃないですし、本村川を言うたわけじゃない。多治比川と同じじゃないですか。どうして、この水害で、ここはどういうふうに決壊を経て冠水するんか。今、市長が言われたのは、災害復旧についてそれぞれ本部でせられて、それぞれの機関へ言ったと言われるんですが、根本的な改修復旧、市長、多治比川のことは言われました。改修復旧。

私が質問しておるのは、そこまで多治比川を見抜いて、関係機関へ申し入れたと言われるのであれば、それぞれの河川も多治比川と同じように被害を受けとるんですから、十分、調査をして、根本的な部分を直していただくのなら直していただくように、関係機関に申し入れるべきじゃないかということ質問してあります。答弁をお願いします。

○宍戸議長 傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴は静粛をお願いいたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 傍聴者をお願いする前に、議員に指導でしょう。笑わせてるんですよ。

もう一度お伝えしますが、これ、議員必携に書いてあります。よくお読みになってください。さっき答えまで言いましたよ。大所高所からの政策を建設的立場で議論すべき。大所高所で質問をお願いします。

私、もう1回申し上げますよ。そもそも個別の被災箇所について、要望する必要はないんです。行政というのは、受動的に仕事をするようになってるんです。やらなかったですか、そういうふうに。お願いされたところだけ直すんですか。そんなことないですよ。皆さん、御安心ください。

市役所、県、国、ちゃんと把握してます。もし把握できてないものがあつたら、それは当然言ってもらわないといけないんですが、まずないはずですよ。受動的に進みます。

その中で、多治比川は特別であると判断したため、特別な対応を行いました。今、指摘された河川が、多治比川とどのような点で一緒なのか、そこまでおっしゃるなら、大所高所で御指摘ください。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、市長は私に、大所高所で聞きたいと言われましたが、私のほうがあなたに聞いてみたいです。市長に聞いてみたいです。多治比川と、市長、市長、市長、多治比川と他の河川はどう違うんですか。そこを説

明してください。

被害の状況、災害復旧について、市長はよく分析して、多治比川と同じように関係機関へ申し入れられたらどうですかということや、あなた、必携を読んで個人的なことを言われとるじゃないですかということ……

(「あなた」と呼ぶ者あり)

ほいじゃあ、ペナルティをください。今、言うように、どう違うんか、こちらのほうから質問します。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今回の御質問から、恐らく認識なく当てずっぽうで聞かれているんだろうというふうに判断をしました。お答え申し上げます。

多治比川は市の中心部だと申し上げました。ここが答えです。市役所もありますし、消防署、警察、先のほうですが、何より病院があつて、病院は実際に浸水をしました。市の中心にある、市の機能が集約されている場所での甚大な被害、明らかに異なります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 市長が多治比川について言われたことを、私、批判しとるんじゃないんですよ。積極的にやられていいんじゃないですか、それで。市長の役割を果たされとるということは、私も評価しておりますよ。その勢いで、多治比川を分析した勢いで、今言った河川について、それは建設部に相談したら、上がってきますよ。農林水産課やら、担当課は把握しとる。

じゃあ、これをどういうふうにしたら、この被害が最小で止められるかというようなところが、対策本部の会議の中身じゃないんですか。それを聞いて、どうしたらええかのう、こうでどうでしょうかと議論して、じゃあどこ言うて行くかのう、言うとしてくれえやと、これが、対策本部の取組じゃないんですか。

多治比川は立派なことをされたと思いますよ。なぜほかのところはできんのかと。市長は違うと言う。個人的な箇所を言うべきじゃないと、今、言われましたが、市全体からいったら、大所高所に立って議論して、協議して、対応しとるという話になるじゃないですか。私はそう思いますよ。そのことについて、答弁をお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、大所高所の意味については、よくよく御確認をいただきたいと思います。そして、私は個人的な要望をするなどは言っていません。ここに書いてある文章のとおりを言ったまでですよ。特定の地区の要望をするものじゃないと。個人的などは言ってません。特定の地区です。

サンプルでお話をすれば、こういうときには、そもそもまち全体の防災、水害対応としてを議論するべきなんですよ。そうしたときに、多治

比川がほかと機能が異なるのは明らかです。今も申し上げたとおり。それは、特別偉いことをやったわけじゃなくて、当たり前に対応をしているまでです。当たり前の対応というのは、ほかの河川についても同様です。特別なことは一切していません。

大所高所に立って、その立場から、視点から、いろいろな協議をした結果です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 幾ら言っても、考え方の違いだというふうに私は思いますが。私らも、いろんな状況を見ながら、直接国の出先やら県の関係機関へ出向いて、今までの災害復旧について、お願いに上がりました。修理を早くしてください。議員の活動として、お願いに行きました。やるのは誰か。最後にやるのは市長なんです。その準備をするのが職員。いろんな機関へこういうことを直していただきたい、この原因を直すんなら、今までの改修計画じゃなくて、ここまで直してください。市長も言っていますぐらいは、それは言われとるから、指示を受けた職員は、その関係部署へ行って言うとはず。

最後に行政というのは頼みに行くんです。県やら国。ええよ言うて。その時に誰が出ていかにゃいけんかいうたら、最後の出番は市長なんです。市長はどう思っと思ってんかのうと。やれやれ言うてだが、ここら辺はどうなんかのう。誰もクエスチョンを持つ。県なら県知事でしょうね。国ならそれぞれの国交大臣でしょうね。市長はそれらと面会できる力があります。安芸高田市の実情を訴えて、お金がないならないように、その知事なり大臣に訴えて、何とかありませんかと出ていくのが、首長の役割だろうと思います。そういうことはする気がありませんか。

以上、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 反問権。

○宍戸議長 反問権。どういう。

○石丸市長 質問の趣旨が分からないんです。

○宍戸議長 分かりました。

市長から、反問権の申出がありましたので、許可いたします。

石丸市長。

○石丸市長 通告にあったのは、来年度への延長をどうするかというもの、違いましたっけ。その次でしたか。ごめんなさい。②のほうですね。

○宍戸議長 傍聴者の皆さんにお願いいたします。

議長の許可なく発言はできません。

○石丸市長 もうちょっと質問をコンパクトに、端的に言っていただけのしょうか。私は何を答えたらいいいのかが、今、漠然としてて捉え切れませんでした。もう一度お願いします。

○宍戸議長 山本数博議員。

○山本数博議員 この2の質問は、災害対策本部ができとるんで、関係部署に被害の状況を聞かれたり、被害の改修方法、これから先の防災の方法を含めて検討されとるんじゃないかならうかというのを想定して、これから先のこの河川の起こした災害について、どれが一番効果的な改修方法かという議論をされて、整理された上で国やら県へ申入れをされとるんじゃないかならうかという質問なんです。

してあれば、今、市長が答弁の中でちょっと言われましたけれども、職員が行くと。国、県がやらにゃいけんことは、当然やります言われたんです。この行為を行った上で、最後に出て行かにゃいけんのは、やっぱり首長なんですよ。市長が行ってお金が、計画中にですよ、どこにしようかのういうて、ここの河川なんかについて協議をしようって、その協議の中で、金はないしろう、それで全部うちがせんにゃいけんのかのういう、このような状態になると思いますね。そんな、これはやりようがないでというので、終わるんじゃないくて、このことを相談に行くのはどこかのうと。この質問の中のことを一生懸命やろうとしたら、そこへ到達すると思う。最後、職員が行ったりして、いろいろ協議をして、ほぼ結論を持って帰ると思います。やるんならやるで。負担金の問題が要ったりする。最終的には市長が行ってやっていただくようになったんですがというような方法、ちょっと止めないでください。あなた、一生懸命私は、何言うちゃってか分からないと言うから、一生懸命教えてあげよる……

(「コンパクトに」と呼ぶ者あり)

コンパクトに……ちょっと待ってくださいよ。いきなり言われてもまた整理できないので……

要は、市が災害復旧を行っていく上で、改修復旧、最後はどうするかという、被害が多くない改修なんかを考えていくようになると思うんですが、途中、金がないからできんというようなことの障害にもぶつかると思う。それを職員が行って相談しますが、ここで出にゃいけんというのがある。今がその時期だということを言いたい。市長が行って、国やら県へ行って相談も兼ねて、私のところはこうなんですというて、市長自らが訴えていかれるべきじゃないかということを問いよるんです。今がその時期じゃと思うんですね。

それは、関係の職員に聞いていただきたいと思います。特に、副市長はそういう部分にはたけておられると思うんで、今行くべきじゃないかという、関連したことを今言いよるんですが、関連してませんか。2の質問と、今、市長が行くべきだということをお願いするんですよ。それを問うたら分からん言われたので。もうちょっと短い、端的に言ってくれと言われたんですが、長う長うなりよるんですが。分かってもらわにゃいけないので、長くなるんですよ。よろしくお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 申し訳ないんですが、余計に分からなくなりました。言葉は重ねるほど理解を困難にします。短い言葉こそ最上です。

何となく言わんとされているものが、これかなというところがあったので、お答えをすれば、市長が一々念を押さなければ進まないなんてことはありません。皆様、どうぞ御安心ください。そのための職員、市役所において、県庁にもいて、国にも官僚がいるんです。それこそ副市長、部長、この災害以来、ずっと小まめに各方面に連絡を取って、連携を取ってくれています。

市長がわざわざ何かをする必要があれば、適宜適切に行ってきています。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今の市長の言葉を信じまして、この質問を終わっていきたいと思います。頑張ってください。

○宍戸議長 以上で、この件を終了いたします。

○山本数博議員 産業廃棄物の処分場建設について、お伺いいたします。

本市では、甲田町高田原や吉田町印内において、民間事業者による産業廃棄物の処分場建設計画が進められています。地元では、地下水の汚染をはじめ、環境汚染を危惧して反対運動をされています。建設に当たり、事業者から県に事前協議書が提出されれば、許可機関である県は市の意見を聞くことになっています。

そこでお伺いします。

県内でも、産業廃棄物処分場の建設をめぐる住民が反対運動をされている地域は少なくありません。建設にかかる事前協議書が県に提出されておりましたが、市内への産業廃棄物の処分場建設に関して、市長はどのようなお考えをお持ちか、基本的なお考えをお伺いいたします。

○宍戸議長 ここで、傍聴者の皆さんに、再度お願いいたします。私語は慎んでください。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この質問については、極めて事務的な話ですので、市長個人、市長がかかわっても同じ答弁が出てくるといふふうに理解をお願いします。

協議書が提出された場合、当然ですが、適正な土地の利用となり、健全な生活環境が保全されるよう、意見をします。もっとも、本件については、許認可が県の事務になっている事実が示すとおり、広い視点で考える必要があります。代表的なNIMBYの例です。NIMBY。not in my backyardですね。ですので、適切な協議を行って課題が解決できれば、社会の構成が増大する例ですので、ぜひともしっかりと協議を進めていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今の答弁では、しっかり地元が協議してくださいと、倫理と言われたんですかね。倫理の問題じゃいうようなことを言われたんですが、原発と一緒にやろうと思うんですね。原発は安全、大丈夫、いいからいいからいうて。自治体では、国から助成金をもらって、みんなも賛成せえと。反対じゃ言うたら、あんた、おかしいことはないかいうて、最終的には建設されてきて、結果的にはああいった、安全じゃと言われたことが安全でなかった。これと同じだろうと思うんです。これは国がやった関係。今の産廃も、安全じゃ、安全じゃということは言われとる。話が、自治体が絡んどらん。原発は自治体が絡んどった。産廃に関しては、民間と地元が話し合えと。どっか責任のない事業になっていきよるといふうに思うんです。私が思ったのは、市長が地元と事業者との話し合いじゃなくて、市長も大変だと思う。ここの自治体だけが対応するのは大変なんじゃないかと思うんですが、今の市長なら、自分だけでも産業廃棄物最終処分場建設、安芸高田市絶対反対いうの、あなたなら言われかねんと思いますよ……

○宍戸議長 あなた、は言わないでください。

○山本数博議員 今の優しい言葉じゃないですか。市長はいうて言うのと、全然違うじゃないですか。

市長に再度、そのあたりの、市長が難しかったら、やっぱり事前に県やなんかとどうしたら解決するんか、どうしたら、我々がどう動いたら解決するんかというところを、やっぱり協議して、どっか見出すようなことを努力してもらえんですか。

以上です。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 質問の中にも言葉があったので、御認識されていると思うんですが、改めてお伝えすると、事前協議書が事業者から県へ提出されたときに、市が意見を伝える、これが建付けです。

私が協議を進めてくださいと言ったのは、当事者は許認可をする県、事業者と、当然地元の方、三者なので協議を進めていただきたいと願いますとお答えをしました。NIMBYというのは片仮名というか、アルファベットです。not in my backyardなので、NIMBYです。うちの裏庭じゃやらないでくれというのがNIMBYというんですね。これ、ものすごく分かりやすい言葉です。じゃあ、どこでやるの。よその裏庭でやってくれっていう話ですよ。

県が許認可をするということは、県として必要があるから考えますということですか。じゃあ、安芸高田市絶対反対ということは、三次でつくれよということですか。そんな無責任なことは、当然、市として言うことができません。これが答えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 私が市長にお願いしたいのは、市長にお願いになってくるかもしれませんが、地元と事業者とが反対運動で対立していくんじゃないかと、市として許可機関の権威で、ちゃんとさやが収まるような手法はないか、協議を進めたりして、落とすところを市長は考えてもらえないかということ質問しとる。質問の趣旨が分からなかったかもしれませんが。

今、まだそういうことが具体的にないんで、計画が進められただけで、地元も反対して、そこから止まっとるような状態ですが、水面下では、ヘリコプターが飛んだりして、いつやるかのういうような状況も起きとる。そのときに、市が矢面に立って、解決どこを探していく、そういうような考えをもって、これから研究なり検討なり進めとってほしいということで、この質問を終わります。

次に、芸備線の利活用について伺います。

甲田町と向原町では、芸備線は日常生活に欠かせない交通手段です。また、市としても、東の玄関口としての役割を持ち合わせていると思います。

そこで、次の点について伺いますが、次の質問は、我が家に水を引く考えではなく、ともに発展することを願っての質問ですので、思い違いしていただかないように、前もって伝えておきます。

まず最初に、芸備線で安芸高田市に来る場合は、向原駅がよく紹介されています。甲立駅の方が吉田へのアクセスがよく、54号線と芸備線が線で交わるなど、本市にとっても町の発展につながると思います。東の玄関口を甲立駅にするという考えはありませんか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 あるもないも、そもそもなんです、玄関口を向原に決めた事実はありません。と、市役所内で確認をしました。昔、何かあったということでしょうか。もしあれば、その点で重ねて御質問をお願いします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 毛利の里という番組、旅番組を見よったんです。そしたら、毛利の里へ行くのは向原駅ですよと報道があつたんです。あれ、何で向原かなと思った。それ、合併した頃。当時の商工観光課のほうへ行きまして、何で向原駅なんと問うたんです。向原になつとるんですって言うんです。私、それもよく確認しませんでしたけど。合併協のときに、芸備線で吉田に来るときは向原でって決めたんじゃないんですか。向原になつとるんですと観光課長が言いましたよ。ああ、そうって。何かおかしいことないいうて。内部で協議すりゃあよかつたんですが、その組織がないですね。そういうふうになつとるって伺つとった。

以上です。

- 今をどうするかと市長に問いよる。よろしく。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 ですので、今、確認をしたところ、そのような事実はありません。昔そうだったとおっしゃるのであれば、そのときに明らかにしといてほしかったなとは思いますが、恐らく、その毛利の里に行くならそこという話があっただけじゃないでしょうか。そこは承知しないんですが、現状はそのようなことがないとだけお答えしておきます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 私が質問したのは、芸備線は安芸高田市の東の玄関口になると思う。甲立駅をその玄関口にしてはどうかという質問をしたら、あなたは、なぜ……
- 宍戸議長 あなた、と言わないでください。
- 山本数博議員 市長言わんでも、あなたは、あなたですよ。それが市長に対する危害を与えるような言葉じゃないと思いますけどね。市長が気に入らん言うてなら考えますけれども、一生懸命考えますけれども、何か途中、ペナルティしてください、それじゃ。一応、質問は、東の玄関口を甲立駅だと安芸高田市はやるべきじゃないですかということを質問したんです。回答をお願いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 時間を気にされるのであれば、そのように最初から端的に御質問いただければよろしいかと思えます。甲立駅を玄関口として指定する意向はありません。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 残念でなりませんけれども、次の質問にいけます。  
②ですが、甲田町と向原町の住民が広島着8時2分の復活を求めて市長に陳情しておりますが、どのようにJRに対して対応されているのか、お伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 1個前の御質問ですけれども、残念と感じられるのは、もちろんそれは受け手の自由ではあるんですが、取り立ててどこを指定することはないというのが、真意です。駅全て、それぞれに特徴があるはず、本来はあるはず、あるべきですので、それが生きるように工夫をしていきたいと思っています。  
その上で、この芸備線の問題ですが、JR西とは、4つの市で構成する芸備線対策協議会の枠組みの中で協議を行っています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。



- 山本数博議員。
- 山本数博議員 芸備線対策協議会の話がされましたが、この間、新聞でしか読んでないんですが、これが議題に載ったかどうか、お伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 これがというのは、時刻表の話かと思いますが、いや、一旦、多分これだと思うので答えます。時刻ですね、ダイヤについても、当然協議の対象になっています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 時間もないんで、私が言いたいのは、芸備線対策協議会で会議が開かれたと、10月か11月の初めだったですか。行事をやるんじゃということが決まったというのが載りました。そのときの議題で、十分載ってもいい内容だったと思うんです。三次、広島、安芸高田市、庄原はちょっと関係ない分野になるかもしれませんが。もうこの時点で、とっくに安芸高田市はこの行事のことについて議題として上げられとるもんだというふうに思うとりました。ですから、どういうふうに対応されとるかとの問合せをさせてもらったんです。  
もうちょっと真剣に、生活に関わる問題ですから、積極的に取組をしていただきたいと思います。  
もう一度聞きます。さきに行われた芸備線対策協議会で、このJRの8時2分の列車の復活が議題になったのか、ならないのか、お伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 議題と言うには、あまりにも個別だと思います。議題としては、これを含んだ、当然です、含んだダイヤについて協議をしています。それはこれまでも同様です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 協議をされたようなあんばいですから、期待して事態を見守っていきたいと思います。  
次に、3番に移りますが、芸備線対策協議会が各市の行事を実施されましたが、本市の行事は市民参加になっていなかったと思います。本市の行事は誰が企画し、誰が実施されたのか伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 市においては、企画振興部です。その前段として、全体の企画を広島市が担当しています。今回については、10月のイベントですが、芸備線の利用促進を目的として、市外の方へ当市に来てもらうという内容になっています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 この行事は、沿線住民が知らない人が随分おったんですが、白木では、松井市長が来て、地域住民と一緒にあって、行事をしたと地域の人に聞きました。あんた方のほうは、あがなことがあったんいうて、うちのほうは知らんいうて、何かバスが来たらしいのういうような状況で、向原の人もそういうように、甲田町のもんもそういうふうに言うとりました。もう少し市民を参加にさせてやられたほうがよいと思います。

この質問を終わります。

次に、八千代町B&G海洋センター及び八千代の丘美術館について伺います。

現在、八千代町でも人口が増加し、発展している状況にあると思います。上根地区のマンション型アパートなどは満室という看板がほとんどです。

先日、八千代町の小学生の児童数を調べたところ、4年前から確実に増えており、10年前から31人も増加していました。

そこで、次の点についてお伺いします。

アパート暮らしから定住を考えると、地域の生活環境の便利さや子供の教育環境が選択肢の1つになると思います。この状況を踏まえ、B&Gで社会体育を通じたプール教室や体操教室など、子供向けの教室を充実することが必要ではないかと思えます。市長の考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 山本議員に限らないんですが、論拠が不確かな質問が散見されます。論拠とは、根拠と主張をつなぐものです。風が吹いたら桶屋がもうかる。この間を丁寧に詰めていく必要があります。これがないと論理の飛躍です。

ですので、順番にお答えします。

まず、そもそも大前提なんですが、アパート暮らしから定住というくぐりがありましたけれども、アパート暮らしも定住の1つの形になり得ます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 アパート暮らしというのは、仮暮らし。市から見たら、住んでもろとるんで定住じゃないかと思えますけれども、私の言う定住は、家を建ててそこにもう永住するつもりで住む。新しく家を買ってそこに住むということが定住というふうに私は考えます。

市長は分析力が高過ぎて、そういうふうな考えになられるかも分からんのですが、要は、私が聞いたのは、不動産業者から聞いたんですが、アパートの近くに団地をつくるんじやと、必ずそうしたら売れるんじやというのを、不動産業者から聞いております。事実、それも目にしました。

まさしくは、八千代に行ったらそういう環境にあるものと思ったんで、B&Gを残すべきじゃという意味で、この質問をしました。答弁は要りません。時間がないんで、次へいきます。

八千代の丘美術館は、入館作家がアトリエを1年間使用して個展を開くほか、学校に出向いて児童生徒へ技術指導を行う取組や、一般来場者を対象としたワークショップを開催するなど、地域貢献の取組が積極的に行われています。芸術家にとっても、貴重な施設であると思います。

市長は、「『人が人を呼ぶ』ようなことを行う。」と、よく説明で口にしておられましたが、まさにこの施設があれに当たると思います。芸術家の定住や人を呼び込むことを目標に、創意工夫を凝らして美術館の再開をしてはと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 別にあらを探すわけではないんですが、また誤解が誤解を生んではならぬので、釘を刺しておきます。

市長が、「『人が人を呼ぶ』ようなことを行う。」とよく言っていたとおっしゃるんですが、そんなに言った覚えはないですよ。事実であるのであれば、いついつという例示をしていただきたいと思います。これ、職員にも確認しました。私、そんなことふだん言ってますかと。そのような認識は市役所内にもありません。これは事実としてお伝えしておきます。

その上でお答えすると、現状再開の方針はありません。費用が効果に対して見合っていないためです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 最後に上げとる質問を絶対言いたかったんですが、時間がないんで、ここ、もう1回再質問しますけれども、私の友達が、ここで個展を開きました。彼が言うのには、あそこで個展を出したら、それから大成したもんもおるんだよと。あそこがその芸術家の発祥の地になったんで、その人はと、そういうことを言ってます。それは何人も、たくさんじゃなくて、多少おるらしいです。そういう。

○宍戸議長 山本議員に申し上げます。

時間がまいりましたので、これで一般質問を終わります。

○山本数博議員 次の質問は、次回に回します。ありがとうございました。

○宍戸議長 以上で、山本数博議員の質問を終わります。

ここで換気のため、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

5番 新田議員。

○新田議員

5番、新田和明でございます。

通告に基づき、大枠2点について質問します。

先ほど、山本議員と市長の話を聞きながらですね、我々議員というのは、地域なり団体なり、様々な方から御要望なり、悩みなり聞いて、この場に立っています。どうか市長、様々な思いはあると思うんですが、どうか話をしっかり聞いていただく中で、御理解できない場合は再質問してください。お願いします。

まず最初の質問に入ります。

医療的ケア児の対応について。

たんの吸引や人工呼吸器などが日常的に必要な子供と、その家族を支援する「医療的ケア児支援法」が、この9月に施行されました。厚生労働省によると、医療的ケア児は推計約2万人で、過去10年でほぼ倍増している状況であります。医療の進歩により、従来は救命が難しかった子供を救えるようになったことが背景にあります。支援法では、医療的ケア児の居住地に関係なく、等しく適切な支援をすることを国や自治体の責務と明記したことが特徴であります。また、保育施設や学校に、保護者の付き添いがなくても適切な支援を行えるよう、子供のケアを担う看護師らの配置を求めています。

それでは最初の質問です。

本市における対象者人数について、まず伺ってまいります。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

まず最初にお断りをしておきますが、様々な思いというのはありません。ただただ、ルールに沿って反応しているのみです。

スピード違反をしておいて、いや、急いでいたんですよ、5キロしかオーバーしてないじゃない、警察、許してくれないですよ。これがルールを守るという意味です。自分勝手な都合を主張して、ルールを曲げようとしてはなりません。当然、各地域、皆さんで言えば、支援者、団体、それぞれ主張があるのは当然です。ただ、その主張をそっくりそのまま持ってきて、ここでぶちまけるというのは、議員の仕事ではありません。その声を市全体の話として、みんなにより形で展開していく、消化させるのが議員の役割であると理解をしています。

その観点で、改めて申し上げる点があるんですが、先ほど、議員必携ですね。一般質問の中身について、こうも書いてあります。「単なる事務的な見解をただすにすぎないものは、一般質問としては適当でない。」これもこの1年間、何回も応じてきたものではあるんですが、改めて、議員必携、遵守していただきたいと思います。必携ですので、携え、それをしっかりと自分のものにしていただきたいと願います。

では、質問にお答えすると、現在、承知している本市の対象人数は2

名です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 様々な団体やまた地域、それをぶちまけると、先ほど市長おっしゃいましたが、ぶちまけているつもりはありません。市の発展のためにそういった悩みを抱えている方、もしくはそういった団体が何か、市の施策の中で、ひょっとしたら、この事業だったら入るんじゃないかとか、そういう研究をしていただきたい、その突破口になれば、その糸口になればと、そういう思いで話しているつもりです。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

本市の取組について伺います。これは教育長も含めて伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 こちらの質問については、教育委員会の所管も含め、私のほうで答えをします。極めて事務的な話ですので。

医療的ケアが必要な児童が、保育所や幼稚園へ入所あるいは小学校へ進学する際には、保護者、保育士、保健師、養護教諭等と情報を共有し、当人の生活や学びの場の確保に努めてきています。

なお、現在はケアが必要な子供が小学校に在籍をしていますので、そのために、2名の看護師を配置しています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 2名の看護師を配置されているということだったと思います。

保護者の立場から言えば、働きたくても働けない家庭環境の状況、また、経済的な面で体力的、精神的な疲れなど、相談を受けたいときの対応、それから保護者に寄り添った支援体制が必要ということで、次の質問に入ります。

保護者の支援状況を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 こちらも事務的な御質問ですので、事務的にお答えしますと、現在、障害者基幹相談支援センター内にコーディネーターを配置しています。そして、個別の相談に対応しながら、多分野にまたがる支援の利用を調整しているところです。その際、保健・医療・障害・福祉・保育・教育等の関係機関で、自立支援協議会というものを設置し、適切な支援が受けられるよう、連携体制を整えています。

具体的な対応もお伝えすれば、医療的なケアが必要な子供が出生された際、医療機関から健康長寿課、保健師に連絡が入ります。そしてその後、退院に向けての支援について、保護者、医師、看護師を交えてのカンファレンスに保健師が参加、情報を共有した上で、在宅での生活支援

を行っています。また、必要に応じて、主治医や訪問看護師との連携を図り、保護者の養育への指導も併せて行いますということです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 しっかり支援をしてくださっているということで理解はしますが、田舎だからといってですね、人が足りないとか、そういったことを相談窓口で言わないということ、これはいろんな書物を読む限りでは書いてあります。自治体に相談したときに、そういったことが聞いたとかですね、ここで実際にあったわけではありません。現実、そういったことが難しくなったときに、まず上司に相談しよう、上席に相談してみようとか、そういった言葉がまず大事かなと思いますし、保護者に関しては、どこまでも寄り添っていくということをやっぱり心がけていただきたいなど私は思っております。

次の質問に入ります。

放課後児童クラブの対応について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 こちらも窓口で当然にお答えし得る範囲です。

御説明しますと、現在、市内の放課後児童クラブで医療的ケア児の利用はありません。なお、各施設は指導員2名で運営をしていますが、受け入れるためには、看護師を含め複数の職員を確保する必要があります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

傍聴者の方にお願ひします。マスクは正しくお願ひいたします。

新田議員。

○新田議員 看護師の配備もしてくださるということで、理解させていただきました。

次の質問に入ります。

県では、保護者の相談支援ができる「支援センター」を開設する考えであるが、本市の導入について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっと前に、今お話しされた言葉なんですが、配備をするというのは市の意向ではありません。医療的ケア児支援法の中に、それが義務づけられているはずで、認識がずれないようにお願ひをします。

その上で御質問にお答えしますと、当該支援センターの運営は、まず都道府県が指定した社会福祉法人などが行うか、県自らが行うことになっています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 先ほど市長がおっしゃっていただいたとおりで、医療的ケア児、またその家族に対する支援に関する法律というところで、まさにそのとおり

なんですね。しっかり、家族、保護者に寄り添ったですね、そういった体制をしっかり構築していただきたいと思っております。県がいつスタートになるかは分かりませんが、全国各地で地方議員として、我々がまず行政の方に重視していただいて、なおかつ教育委員会関連の職員の方にも、この法律が施行されて、本当に安心して学校にも行ける、また自宅でも療養でき、また、体調がいいときには学校に行って学ぶ、そういった医療が必要な子供たちでもきちっと学ぶ体制ができているんだということを、安芸高田市としてしっかり市外にも訴えていただきたいなということをお願いしておきます。

○宍戸議長 新田議員。最後は質問にしてください。

○新田議員 それでは、議長から指摘がありましたので、教育長としての学校に対する考え方を伺っていきたくと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 昨年度、教育委員会のほうでは、安芸高田市立学校における医療的ケア実施要綱というのを定めております。その中で、検討委員会の委員の構成、さらにはその委員会で検討する内容、さらに校長が医療的ケアの実施に当たり、あらかじめ保護者、主治医、医療機関等との連携体制を整備する責任、それから先ほど議員のほうからも少しありましたが、これはあってはならないんですが、もし仮に保護者の方が不服を感じられたときには、不服申立てを受け入れ、第三者委員会で検討する、そういった実施要綱を昨年度定めて、現在取組を充実の方向で行っている状況でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 先ほどの教育長の答弁で安心しました。本当にこのまちが安心して住める、そういった医療的ケア児が来てくださっても、ちゃんと生活できる、学習できると、そういうことで理解させていただきました。

それでは、次の質問に入ります。

令和3年8月の豪雨災害にかかる要望に対する本市の取組及び対応について伺います。

令和3年8月災害により、本市は甚大な被害を受けました。農地においては国から激甚災害の指定を受け、多額な予算をかけることなく、農地等の復旧ができることとなりました。

しかしながら、農業者の経営再開に向けた課題として、農業継続に必要な農業用機械やハウス施設などが水没し、これらは国の支援が対象外となっています。さらに、自宅裏ののり面などが崩落し、修復には多額の費用がかかることで苦慮されている方もおられます。本市としての早急な対応策が必要と考えます。

それでは、①農地等以外の農業者支援の対策について伺います。

○宍戸議長 新田議員、これ、アとイがありますが、1つずつですか。

- 新田議員。
- 新田議員 申し訳ございません。  
アのところで、まず、農業用機械等の支援についてお考えを伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 まず、一問一答形式への御理解並びに御対応、誠にありがとうございます。  
これをもって、安芸高田市議会、また1つ、前に進んでいけると確信を持っています。  
では、お答えしますと、御質問の件ですが、極めて個別かつ事務的な内容になっていますので、担当部長のほうから答弁をさせます。
- 宍戸議長 重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 広島県と連携して支援しております。広島県農業振興資金に基づく被害農業者救済資金、農業施設災害特別資金によって、広島県とともに金利負担の支援を行っております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 次に入ります。  
イというところですね。ハウス・農業機材等の支援策について伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 前段の御質問と同じ回答になります。  
広島県農業振興資金に基づく被害農業者救済資金、農業施設災害特別資金によって、広島県とともに金利負担によって支援を行っております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 端的にということであったんですが、近隣市町の状況を伺っていきたいと思います。どんな状況で取扱いをされているか、伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 調査した限りでは、農業用機械、農業用施設の被災に伴う支援を検討しておられるのは、北広島町のみと聞いております。北広島町は、園芸作物排水用のポンプ、これが被災した箇所が多くあったようでございます。こういった箇所に対して、修繕するための費用半分、ただし上限20万円までで支援をするという情報は伺っております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 それでは、安芸高田市としての単市補助はお考えがないか、伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。



- 重永産業振興部長 現在、検討しておりません。ではありますが、今回の被災によって、小規模な農業用施設の復旧、あるいは土砂撤去といった、被災された農家の方への支援、既に11月末で約5,800万円の申請が届いております。これ、支援いたします。これは、被災した農家の方への支援ではございませんが、本市の相対的な農家支援といたしまして、担い手育成事業、併せて生産条件整備事業、これ、合わせて6,200万円ほど、当初予算で支援を決定しております。
- 被災の規模によらずではありますが、本市においては、被災された農業者、農業を振興される方々への支援を手厚く行っていると自覚しております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 次の質問に入ります。  
自宅裏など小規模崩壊地復旧事業の対応について伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 現在、5か所について、広島県西部農林水産事務所林務第二課と協議中でございます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 それでは、30年災を含め、今、何件要望されているか伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 平成30年災で約30件、現在5件でございますので、35件を要望しております。早期な事業の採択について、実務的には西部農林水産事務所と協議をしております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 今回のこの8月災害も含めて35件で理解していいですか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 35件で結構です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 はい、分かりました。  
採択5件ということで、これは来年度事業ということで理解したんですけれども、そこには危険な箇所、私も何か所か見て回らせていただく中で、市の予算で自宅周辺は土砂を取ってあったというのも見させていただきました。残念ながら、という言葉は適切かどうかは別なんですけれども、裏山がもう崩れそうだなと、もう見るからに危ないなというところが見て取れるんですけれども、その辺、市の職員さんはどのように、

そのお宅に対して御指導されているのか、そこを1点伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

50万円を上限とした土砂撤去について、農地農業用施設のみならず、近接する山林、山地が崩壊した場合は、補助金をお渡しするという仕組みを御紹介しております。大変申し訳ないんですが、崩れて後、土砂が崩壊して後の御支援になりますので、しばらく御様子を見ていただけませんか、さよう申しております。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

次の質問に入ります。

市として、国や県へ向けた要望活動がなされているのか、伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

先ほどお答えしたとおりです。必要に応じて適宜適切に行っています。必ずしも全てをやるものではないというのも、改めてお伝えをしておきます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

適宜適切という言葉をいただきまして、ということは、例えばこの安芸高田市であれば、JA北部さんと細かいそういった機械、またハウス等々、どれくらい、今回故障して、水による故障でもう大変だという、その辺はすり合わせをされたのかどうか、その辺をちょっと1点伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

農地農業用施設の集約と併せて、農業用の施設につきましては、農業協同組合と連携いたしまして、農地の数値の集約を行っております。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

細かい数字は掌握されていますか。1点伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長

被災した直後の被災した水田、冠水した水田については、これ、単位がアールなんですけれども、1万2,816アールあったと、被災報告を農業協同組合のほうから伺っております。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

いずれにしても、かなりの被害だったというふうに私は認識しております。場所で言えば、丹比、土師、横田、船佐、来原、浅塚、戸島地域が大きな被害だったということも聞いていますし、水稻から始まって菓

野菜、それから、安芸高田市で今、水耕ねぎというのが10億円を超える売上げを期して頑張っている農家もありますし、何とか、少しでも補助対策できないかということで、次の質問に入ります。

要望に対する国や県の今後の対応について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、この2つ目の質問に入って、質問と答弁を聞いて、ずっともやもやしてるんですが、私の記憶、認識では、公明党のホームページに、こう書いてありました。災害対応対策、自助であるべきだと。自助が肝心だと。もはやお上に頼っている時代ではないと、確か主張というページで書いてあります。党を替えられたことはないと思うんですが、共産、社民党であれば、そういう主張もあるように思うんですが、まず、大前提として、我々は、私もそのように思っています。

その上で、整合性を取った御質問をいただければと願うんですが、市民の声、要望を上げていただくのはもちろん構いません。ただ、それは何回もお伝えしますが、大所高所での議論にするべきです。ぜひ、それにかなうようにお願いします。

その上で御質問にお答えしますと、今後どのような対応がなされるか、広島県の西部農林水産事務所からは、1つ、農地農業用施設の復旧、1つ、営農再開に向けた支援、1つ、山林からの土石被害の支援などについて、取り組む旨を伺っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 公明党議員として、地域の課題を聞くということで今までやってまいりました。聞くことは何も問題もない、本当に寄り添っていくという姿勢は、私はずっとこの5年間、変わってきたつもりはありません。

ただ、状況を市としてどう把握されているかなということで、ここでは質問させていただいたのみです。市長、勘違いしないでいただきたいと思います。

大体理解させていただきました。次の質問に入ります。

吉田町多治比川下流域地域や甲田町境谷川下流域地域の内水被害対策として、多くの地域住民から排水ポンプの常設を要望されています。住民からは「何としてもこのまま住み続けられる地域にしてほしい」ことや、「真剣に対応策を考えてほしい」など、早期の対応を求める切実な思いを伺っております。

①同僚議員から内水被害対策で常設ポンプ設置について一般質問をされています。再度、市長の考えを伺っていきたいと思います。

ア、吉田町多治比川下流川向地域への排水ポンプの常設について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　せっかく改めたその10分後に、元に戻してしまっただけでは意味がないと思います。一問一答の形、しっかりと遵守をしていただくように、改めてお願いをします。

なぜこれを言うかということですね、感想であれば結構です。うれしい、不満足だ、それ以上に改めて主張を展開される、ひどいときには捨てぜりふを吐かれることも、この1年間、相当ありました。そのような場ではここはないはずで、ないはずで、ありません。ですので、徹底をお願いします。

御質問にお答えする前提をお伝えしますが、特定の地区の道路改修などを要望するため、これは一般質問としては適当ではありません。

川向地区というのは、私も地元なので、知らないわけではないというよりか、非常によく知っている地域だと思います。ただ、それでもです。だからといって私が市長の立場で、その地域を特にどうにかすることはあり得ません。地元の人にとっては、それは残念だと受け取られるかもしれませんが、それは市のトップとして、執行権をつかさどるものとして当然の振る舞いであると認識をしています。

具体的なお答えとしては、常設のポンプですが、設置するとなると、大体3億から11億円かかります。このため、市による整備は非常に難しいというのが、これまでも何度もお伝えしてきた結論です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員　地域限定で地域だけのことという意味合いでもなく、以前、石飛議員からの質問だったと記憶しているんですが、この川向地域にどうしても多治比川からの水の流れ、もともと農業をされていたところの水路が狭い等々ももちろんあるし、激甚化する雨が以前より多くなってきた。宅地が増え、水のはけ口がなく、一番最後にたどり着く地域と思われるところが、川向地域かなということも含めて、ここでは市長に伺っていきたいと思っておりました。

また、令和3年第3回定例会一般質問の答弁では、国・県の制度、補助金を活用する、まだ十分な判断材料がそろっていないことや、これまでの行政の怠慢に尽きると、遅ればせながら、これから挽回したいと考えていると、そういうような市長の答弁だったと記憶しております。

次の質問に入ります。

ここもまた同じ、イということになりますが、甲田町境谷川下流瀬戸地域への排水ポンプ常設について伺います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　こちらについても、全く同様の見解です。

これまで、例えば石飛議員も同様の質問をされていました。ただ、そのときには、だからです、だから、都市計画が必要なんじゃないですかという御質問をされていました。これが大所高所ということじゃないでし

ようか。特定のことを言い出したら切りがないんです。收拾つかないですよ。ここだけでも16名いらっしゃるんで。そうではなくて、まち全体のことを考えて動くべきじゃないですかという問いが大所高所に当たるなど私は認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 過去からの本当に課題が、もう山積していると思うんですけども、市長がおっしゃることも、一部は理解しております。

令和3年6月第2回定例会一般質問の答弁でも、「三次がちょっと先に進んでいるなどというのはあるんですが、大変遅ればせながらではあるんですが、安芸高田市も取り組んでいくべきだと考えています」と市長答弁されていらっしゃいます。

次の質問に入ります。

地域から、この地域を見捨てないでほしいなど、切実な思いを伺っております。確かに、市長がおっしゃることも理解しておるつもりですが、ただ、財産とそれから命を守ると、その中で、じゃあどうしたらいいんでしょうと。すぐに引っ越しできるわけでもない。じゃあ、住み慣れた地域を出ていく、そんなこともできない。そういった方々に寄り添っていく、そんなことが何かできることがないんだろうかということで、この瀬戸地域の方からは、見捨てないでほしいと、本当にそんな思いも聞かせていただきました。

市の財政負担や基準整備など、課題は多々ありますが、市長も最大限に努力していこうという気持ち、何とかしていこうというその思い、考えておられる、私はそう思っています。

排水ポンプ常設に向けて、国や県への要望活動がなされているのか、先ほど山本数博議員、これは以前にも何回もおっしゃっていると思いますが、あえて市長に伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本当に私も困惑をするんですが、政党を変えられたんですか。公明党のホームページに、お上に頼っている時代じゃないと明記してあります。ぜひ皆さんもホームページ開いてみてください。

市民の声を聞くのはもちろん結構です。一方で、私はこの場で皆さんに御説明をしました。代表というのは、双方向の仕事があると。学校の班長の例でお話をしました。もう1回言いましょうか。みんなの意見を聞くのは当然です。ただ、その後、決まったことを伝えるのも仕事なんです。むしろこっちのほうが大事です。その意味で、片方だけ頑張っただけで仕事をしているということではできません。必ず双方向、セットでやらなければならない。

今、伝えるべきは、市が寄り添わない云々ではなく、何よりもまず自助が必要な時代になっていると。これだけ社会が、気候も含めてですね、

激変しているわけです。自治体も、当然最大限の対応をしますが、必ずしも全ては応じ切れません。残念ながら、救い切れないんです。

であるからです。可能な限り、被害を最小限に抑えるには、皆さんそれぞれが応じるしかないんです。それぞれ事情はいろいろあります。が、しかしです。そこで諦めるわけにはいかないんじゃないでしょうか。それを私は問うていますし、これまでも問うてきました。

改めて御質問、お答えすると、要望活動でしたが、瀬戸地域については、国が三次市に排水ポンプ場を整備した実績がありますので、広島県内陸部振興対策協議会を通じて、国へ要望を続けています。

一方、川向については、2019年に地元住民の方が広島県に要望書を提出されました。その際、当時の市長、浜田市長が同行されていますが、市としての要望書は提出をしていません。

以上が対応です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 次の質問のところ、先ほども市長が答えてくださったと思うんですが、ただ、国の所管の排水ポンプ車、これを要望するっていう手はないでしょうか。確かにもう財政的には大変。個別最適というのは、市長の中ではないとおっしゃるのかもしれませんが。であるならば、江の川というのは国の所管であります。確かに内水被害は市があくまでも対応していくという方向性は変わってはないと思うんですが、先ほど大きな金額がかかるということで、常設も難しいと。ということであれば、単市、どこでも行ける安芸高田市としての、例えばポンプ車、それから国のポンプ車、今、2か所は特に危ないということを市長も十分御存じだと思います。何とかできる方法がないかということで、これ、お得な起債とか、その辺も含めて、ちょっと担当部長にも伺ってみたいと思うんですが、どんなでしょう。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 御質問にございました、排水ポンプ車をもし購入するとした場合の有利な事業なんですけれども、現在考えておりますのは、安芸高田市にとって一番有利なものは、緊急自然災害防止対策事業債というものであろうというふうに考えております。これにつきましては、起債としては充当率は100%でございますが、その交付税算入措置率が70%あるというものでございます。

したがって、これが今のところ、一番、市にとっては有利な条件でできる起債ではないかというふうには考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 市長、どうでしょうか。もう1回検討はしていただけないでしょうか。

1点伺います。

- 宍戸議長 市長から反問権の申出がありましたので、許可をいたします。  
石丸市長。
- 石丸市長 もう一度お願いします。何を検討するという質問でしょうか。
- 宍戸議長 新田議員。
- 新田議員 常設、安芸高田市所有の常設ポンプ車、それから国への要望として、国土交通省所管の移動ポンプ車、この2台です。1台は国、1台は安芸高田市。さっきお得な起債もあるという答弁だったため、どうでしょう。考えることはできませんか。  
1つで言うと、まず国土交通省へ移動式ポンプ車を要望していただきたい、どうでしょう。
- 宍戸議長 以上で反問権を終了し、答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 ちょっと私のほうで、これまでどのような要望をしたのか、してなかったのか、自信がありませんので、それについては、後で答えがあればと思います。  
必要な要望については、ほかと全く一緒なんですけど、必要に応じて要望していきます。
- 宍戸議長 続いて答弁を求めます。  
小野建設部長。
- 小野建設部長 これまでの行ってきた要望についてですけれども、これは、過去今まで毎月1回、国土交通省との協議会を行っておりました。その際におきましては、国土交通省のほうへ排水ポンプ車1台を何とかもう1台、増設をしていただけないだろうかというような要望はさせていただいた経緯がございます。  
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 それでは、安芸高田市所有の移動式ポンプ車購入、お得な起債を使ってみるということについての答弁を、市長、お願いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 まず、これもですね、市民の方に誤解をさせてはならないので、改めて釘を刺しておきますが、お得な起債という言葉に惑わされてはなりません。結局借金ですよ。ある程度は、市が負担をします。返さなければならぬんです。そして、その負担はこの後の世代が担うんですよ。自分の借金ならいざ知らず、子供や孫の借金をぼんぼこつこつちゃ駄目ですよ。その観点で、あらゆる事業を精査・検討をしていますし、これからもしていきます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
傍聴者の皆さんにお願いいたします。私語はしないでください。

新田議員。

○新田議員 これからの世代へということであれば、市長おっしゃるとおりです。移動ポンプ車がどれくらいかかるかは、先ほど答弁の中になかったと思うんですが、想像する中で、私が想像する中では5～6,000万円ぐらいするのかなと思ってるんですけども、将来の負担を残さず、でもその今、現時点の目の前を救っていきたいというところは、多分市長も同じだと思うんです。じゃあ、どこに比重をかけて、じゃあどうすればいいのかと、しっかり要望活動もすると、先ほど市長もおっしゃったと思うので、どうか引き続き、ここの2か所については、様々な知恵というか、もうやっていただきたいということをお願いしておきます。

次の質問に入ります。

○宍戸議長 それでは、質問の途中ですが、ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員は15名であります。  
引き続き、新田議員の一般質問を行います。  
新田議員。

○新田議員 午前中から引き続きまして、よろしくお願ひします。  
次の質問に入ります。

3番、(3)11月から行政の効率化や課題解決推進に、スマートフォンの体験教室が始まりました。高齢者の普及率を高めていくためには必須と考えます。

しかしながら、スマートフォンの性質上、クオリティーの高い電波を受信するため、これまでの携帯電話では微弱電波でも通話できていたものが、できなくなる可能性が高くなると見込まれることから、より一層通信エリアの点検などが必要と考えます。

そこで、質問に入ります。

令和3年第1回定例会において、「携帯電話不感地域解消に向けた取組」について質問した際、「一緒に要望活動しようと受け止め、機会があればそのようにさせていただきます。」と、市長から答弁をいただいております。

その後、地域から提出された要望書に対し、どのように対応されているのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 こちらの質問は、たしか防災関連のくだりだったと認識をしていますし、実際、この質問自体も防災に絡んでいくものですので、先ほど言及したものを、まず御紹介したいと思ひます。公明党のホームページに何



て書いてあるかですね。

(「議長、休憩動議をお願いします」と呼ぶ者あり)

(「答弁はよろしいですか」と呼ぶ者あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 不確かですので、続けます。

2019年8月31日付で「主張」というニュースが出ています。この中で、国の防災・減災の方針は大きく転換しつつある。中央防災会議の作業部会が、行政が一人一人を助けることはできないとして、行政の力の限界を明確にし、国民に、自らの命は自らが守るという意識を、と呼びかけた。

ちょっと飛んで、お上頼り、人任せの災害対応の時代は終わったことを自覚したいと記されています。

ちなみに、中央防災会議というのは、内閣府の中にある組織、会議です。したがって、政府与党、公明党として、当然この内容についても了解されているものと捉えます。

私が先ほど、公明党を批判しているというふうに言われたんですが、全くその意図はありません。先ほどの質問においても、公明党がおっしゃっているとおりですと申し上げました。一体、おっしゃっているとおりなのどこが批判になるのか、ぜひ改めて、文書でいただけるということでしたので、いただきたいと思います。

大事なものは、これは公明党の主張に限らないということです。日本国民全員がこの認識を持たないといけない時代なんです。全然批判じゃないですよ、これ。

ですので、原理原則は自助にありますよと。それが、皆さんを救う、頼みになる方法なんですと、わざわざ記していらっしゃる。私もそのように思いますし、これは一市長の見解ではなく、全国に1,700ある自治体、恐らく全ての首長がそのように思っているはずですよ。なぜならば、政府与党の見解だからです。

このように、正しく認識をしていただきたいですし、私の主張も捉えていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。その上でお答えします。

要望については、3地域から出ています。その内容について確認し、必要な資料等を添付した上で、嘆願書として事業者に提出をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 先ほどの自助に関して、正しく認識とありました。市長の中では正しい認識ということで思っておりますが、私は制度のない、本当に狭間の中で苦しんでいる方をどう助けていくか、それが私の思っている部分です。それが市長と違うんです。

市長も正しいことをしようと思っていられること、私も十分伝わっています。だけど、そこがどうしてもかみ合わない。もうそれは、もうどうしようもないです。ただ私は、感じているのは、先ほど市長がおっしゃった、自助はもうもちろん大事なことだと思っております。が、正しく認識というのは、市長の見解の中での正しく認識だと思っております。私は、そういった制度の中で、もう大変苦しんでいらっしゃる方をどう救っていくか、どう手を差しのべるかが私の課題だと思っております。今まで政治活動をしてきたつもりでありますので、そこだけ、もう文書で回答しませんので、お願いします。

今、回答いただいたんですが、どう、キャリアに対して要望していくかということなんなんですが、一緒に要望活動をしようということで前回理解しておりましたので……

(「議長、聞いてるんですが」と呼ぶ者あり)

○宍戸議長 今、質問中ですから。

(「じゃあ、後で聞きますよ、止めたほうがほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○新田議員 国が不感地帯と認識していない地域は多々あります。そこをどう、市としてエリアが入らない地域をどうそこを掌握して国へ報告していくか、その辺が課題だと私は受け止めております。

もちろん、防災という形で言えば、電波がたまたま入ったので、ドクターヘリを呼んで助かったとかいったことも伺っております。しっかり要望活動、市長と一緒にやってくれるんだと私は思ってたんで、ここはあえて、そういった話を入れました。

次の質問に入ります。

○宍戸議長 新田議員、要望とか意見じゃなくて、質問に替えてください。

○新田議員 この要望というのは、一応前回市長と、要請があれば一緒に要望しようということで、理解されたということで、思ってたんで、その言葉を入れただけです。これでこの質問を、1番を、①は終わりますので。

次の質問に入ります。

11月12日の中国新聞に掲載された内容で、市長は、市のDX事業の出発点、普及率をなるべく早く100%に近づけ、市民のみんながスマホが使えるまちを目指したいとありました。これ、インタビューか何かだったのかなと思うんですが、そのためには、国や県に要望し、通信事業者と自治体が連携した、「携帯電話等エリア整備事業」としての展開が望ましいと思っておりますが、お考えを伺います。

- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長 議長、質問が終わったので聞きますが、私から休憩取れますか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長 その仕組みがあるかどうか、事務局長に確認してください。
- 宍戸議長 質問に答えてください。
- 石丸市長 答弁の中で聞いたらいいいですか。
- 宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほどの新田議員の質問に対する答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 何事においても、土台となる考え方というものが存在します。それは、それぞれの立場で大事にしなければならないもののはずです。それを確認せず、適当なことを言ってしまえば、当然そしりも受けるでしょう。批判も出てきます。私はその点について申し上げているだけです。その考え方に基づいてお答えをします。  
当該事業ですが、まず、総務省による認定が必要です。そして、事業者自体の意向も当然必要になってきます。条件が合えば、市としては協議をします。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 先ほどの休憩中に、市長とお話しさせていただきました。今回、一般質問の中で、市長が公明党に対して批判をしたと私が言った言葉に対して、訂正を申し上げます。ただ、新田に対して批判をしたという市長からのお言葉でした。  
先ほど、事業者と一緒にあって、なかなか協議をするというところまで難しいかなと思うんですね。今、安芸高田市が恐らくキャリア、ソフトバンクさんだったと記憶してるんですが、ソフトバンクさんと一緒にあって、今、携帯電話のこういった高齢者のサポート事業をされていると、素晴らしいことだと、私、思っております。併せて、今からどうしても3Gという電波は、巻き取りという作業がちょっと必要になってきて、どうしてもスマートフォンに移行しないと、携帯電話を持っていても使えなくなるということも伺っておりますので、どうか、しっかりですね、喜んで来てくださる方が、恐らく高齢者の中にはおられると思いますので、どうかそういった体験教室を充実をさらにしていただいて、発展していくことを私も祈っております。  
特に本市では、75世帯135名が不感地域の今の状況と伺っておりますので、Wi-Fi接続をあまり意識されない高齢者にとっては、電波が

入ることは本当に安心感を与えるなどというのを感じております。特に大雨が降ったりとか、畑や田んぼに出たりとか、そういったときに、電波が入るということは本当に安心感があるのですね、どうかその辺を、最後、電波が入ると、不感地域で電波が入る安心感について、市長、最後、御答弁いただければと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 安心感について答弁をしてくれというのは、何とも難しい質問なんです、恐らくその前にあった事業、それにつながる、その話だと思しますので、総務省、また事業者等との調整がつけば、検討します。  
以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新田議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、新田議員の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
6番 芦田議員。

○芦田議員 6番、芦田宏治です。  
通告に基づき、大枠3点について質問します。  
最初に、8月11日からの大雨による災害の復旧状況について質問します。

8月の大雨による災害については、10月に作成された令和3年8月11日からの大雨による災害の記録で詳しく報告されています。それによりますと、農地・農業用施設1,166件、林業施設86件、公共土木施設369件で、合わせて1,621件の災害が発生しており、早期復旧と今後の防災への取組が強く求められています。

そこで、1番目の質問をします。

令和3年8月11日からの大雨による災害の記録は、市のホームページにも掲載されています。19・20ページの災害状況と復旧種別には被災状況がまとめられていますが、農地・農業用施設と公共土木施設について、災害復旧の進捗状況を伺います。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 具体的な御質問をいただきました。そして、それに対しては、詳細な説明が必要となりますので、担当部長より答弁をさせます。

○宍戸議長 続いて答弁を求めます。  
重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 農地・農業用施設の復旧については、11月24日から12月24日まで、国の災害復旧査定を受検しているところでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
続いて、答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 それでは公共土木施設災害の進捗状況について、お知らせをいたします。

市が管理いたします河川、道路の被災状況については、現地調査を終えまして、このうち、国庫補助対象事業につきましては、現在、国の査定が終了している状況です。これにつきまして、それぞれに発注準備を整えているところでございます。

小災害につきましても、発注準備を整えております。その他の被災箇所につきましては、おおむね発注を完了し、工事を進めているところでございます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 今回の豪雨では、河川もそうですが、農地・農業用施設の被害が甚大と見受けられます。農地・農業用施設について、今月末までに災害復旧事業の査定を受けるとのことですが、どれくらいの数量の査定を申請するのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 現在、査定中でございます。現時点で農地109件、農業用施設45件の申請を予定。なお、林業施設災害は4件を予定しております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 大雨による災害の記録では、国庫対象農業被害は、農地が300件、農業用施設89件となっておりますが、なぜ査定申請の件数が大きく減少しているのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 被災箇所数は農地300件、農業用施設89ですが、近接した場所で被災した場合、1か所当たりで150メートル以内の間隔であれば、1件の申請数として災害査定を受けることができます。林業用施設の災害も同じ理由で、大雨による災害の記録と差異が発生しております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問をします。

農地・農業用施設、公共土木施設について、復旧に向けての具体的なスケジュールについて、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 12月24日まで、国の災害査定を受検。その後、増工申請を行い、随時

工事を発注する予定です。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

続いて答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 公共土木災害と今後の復旧計画について、お知らせをいたします。

市が管理する河川、道路の災害復旧につきましては、国庫負担対象工事15か所は、11月末から発注を行っております。小災害工事と併せて全体を年度内に発注し、工事を進める予定としております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

それでは、引き続いて答弁を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 補足で御説明いたします。

1月31日までに、激甚災害に基づく災害の増工申請を受けた後、設計書を作成、広島県農林水産事務所の設計審査。その後、入札、随時工事を発注する予定でございます。

なお、激甚法ですが、これは激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律のことです。

台風や豪雨など、災害が甚大であった場合、国はその災害を激甚災害に指定し、特別の財政支援や補助の特別な措置を行うものでございます。

以上です。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 公共土木施設については、国庫対象の災害は国の査定を終了し、発注の準備をしているとのこと。また、起債対象の小災害についても年度内に発注完了予定とのこと。計画どおりに業務が遂行されているようですが、今後の取組について、何か課題があれば、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 今後の進捗についての課題の御質問ですけれども、これにつきましては、農災、公共災、ともに関連すると思っておりますけれども、現在の建設部が国庫対象災害、または小災害といったことを年度内に発注しようとしています。

それより以前の災害の工事、また県の工事もありまして、これからまた災害復旧工事を出すということになりますと、安芸高田市内の業者さんにも、数には限りがございます。あまりにも多くの事業、工事を引き受けなされますと、考えるものとしては、工事を発注しても、ある意味、不調になる可能性があります。また、多く受けていただきますと、それに伴いまして、工事の完了が遅れることになりまして、災害復旧が遅れるということが危惧をされます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 公共土木工事についても、農地についても、発注のほうは順調に行くことを望んでおります。

8月の水害で堤防が決壊した多治比川の災害復旧に当たっては、多治比川の流域に住んでおられる方は、大雨になっても避難の心配のない河川の改良復旧を強く要望されています。市長は、早期の治水対策を県に要望されていますが、その後、広島県河川課の治水対策の方向性について、分かっていることがあれば伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
小野建設部長。

○小野建設部長 多治比川の改修計画についてでございますが、これも先般、県のほうに確認をさせていただきました。現在、県庁のほうにおきまして、改修計画については随時計画を進めておられるところでございますが、現段階において、皆様方にお伝えすることのものは今のところはないということに回答を得ています。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 市民の要望に添うような形で、河川の改良復旧が進んでいくことを望みます。

農地・農業用施設について質問します。

農業災害が激甚災害に指定されました。激甚災害に指定された場合、農家の受益者負担は軽減されると聞いていますが、基本の補助率に対して、どの程度の補助率になるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
重永産業振興部長。

○重永産業振興部長 基本の補助率は、農地災害は50%、農地・農業用施設は65%、激甚災害に指定された場合、過去5年間の実績の平均では、農地が96.4%、農業用施設災害については98.6%にかさ上げされております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 農家の負担が少なくなることで、復旧がよりスムーズに進んでいけばと思います。

次の質問に移ります。

災害復旧と同様に大切なのが、今後の防災への取組です。

災害記録の21ページと22ページに、災害対応の改善の方向性が掲載されています。「初動対応」「住民避難」「被災者支援」「災害廃棄物」など、項目ごとにさらに細分化されていて、非常に分かりやすくまとめ

られています。その中の2点について質問します。

21ページの災害対応の改善の方向性における初動対応の項目に、「リアルタイムに状況確認ができるよう、現場画像等の伝送システムの構築を検討する」とあります。刻一刻と降雨の状況が変わっていく中で、迅速に状況を確認することは、正確で効率的な対策を打っていくのに欠かせないと思います。

現場画像等の伝送システムの構築とは、具体的にはどのような取組を考えておられるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

土井消防長。

○土井消防長 現在、消防指令センターの更新整備を計画しております。消防指令センターというのは、消防本部に整備をしております通信指令台のことでございます。更新に当たっては、近年頻発する集中豪雨などによる自然災害に対応するため、新たなシステムとして、先ほど御指摘のございました映像通報システム、これを導入するように計画をしております。

このシステムは、スマートフォンやドローンなどで撮影した映像を通信指令センターと共有をし、現場の状況をリアルタイムに確認することによって、効率的な消防活動を行おうとするものでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 防災には欠かせない画期的なシステムだと思います。早く導入されることを要望します。

次の質問に移ります。

22ページの被災者支援の項目では、災害ボランティアセンターの改善の方向性として、「社会福祉協議会との連携の強化」「平時の研修や訓練の実施」「コロナ対策の徹底」となっています。市が社会福祉協議会にどのように関わり、改善していこうと考えているのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 社会福祉協議会とのボランティアセンターの関わりというところでございます。

現在、市は、災害ボランティアセンターは、安芸高田市社会福祉協議会が必要に応じて設置をしております。

このたび、市は社会福祉協議会と協定を締結させていただきました。果たすべき役割、あるいは協力事項、費用負担等について、定めたところでございます。これによって、社協と連携を今後深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 私も災害ボランティアに参加しましたが、災害ボランティアセンタ



一を運営している社会福祉協議会の職員は、県社協や民生委員の協力も得ながら、チームワークよく対応していました。水害の起きる約2週間前の7月28日に、災害ボランティアの模擬訓練をやっていた効果があったのだと思いますが、災害ボランティアセンターのスタッフは、参加していたボランティアにも的確な指示を出していました。

8月20日から9月30日までのボランティア活動に、313人が登録し、延べで635人が109件のボランティアに参加しています。社協の責任者は、平日に参加できる人数が少ないのがネックだったと言っていました。平時から研修や訓練を定期的に行うことと、絶対数が足りないボランティアの登録数をどのように増やし、確保していくかということが、今後の課題だと思います。

この2点について、市として、社会福祉協議会に対してのバックアップが必要だと思いますが、今後どのように連携していくのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、このたびの災害対応で、たくさんのボランティアの方にお力添えをいただきました。改めて、市を代表し、お礼を申し上げたいと思います。

今、芦田議員から御指摘があったとおりになんですが、現場のところでは非常にうまく機動的に動いてくださったと思います。

一方で、組織、体制として、例えばボランティアセンターの設置、もっと早くできたのかなと、できなかったのかなというのは、私も正直思うところでした。ですので、このたびの協定です。

これまで協定がなかったというのが、何とも残念で仕方がないんですが、改めて仕切り直しを行いました。それぞれの立場を明確にする、役割をはっきりしておく、これが大事だと思います。どっちにボールがあるか分からない状態ですと、遠慮してしまったり、いや、これ相手の仕事でしょと思って、動けなくなってしまうことがあるんですね。このボランティアセンターに限らずです。それを回避するために、きっちりと取決めを行いました。

ですので、これに基づいて、それこそ今、お話にあった、日頃の訓練ですね。想定を立て、それに応じていくと。そのあたりも、真の意味で協働が、ともに動くことができるというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ありがとうございました。

多治比川の決壊で、特に被害の大きかった太郎丸や川向地区では、要支援者の避難所への誘導や、被災ごみの搬出などは、自主防災組織を中心に対応されたと聞いています。地域の自主防災組織の強化も大きな課題だと思います。

災害対応の改善については、質問した以外にもたくさんの項目があり

ます。避難所運営の課題解決として、間仕切りテント107張り、二酸化炭素測定器43台のほか、扇風機や発電機などの購入にかかる補正予算（案）が今定例会に提出され、可決しました。課題に迅速に対応していくことは、市民の安心と安全につながるので、このようなスピード感を持った対策こそが必要だと思いました。

2番目の質問に移ります。

令和4年度事業と予算編成方針について伺います。

最初の質問をします。

昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、8月11日からの大雨による災害で、市の財政状況が一段と悪化しています。事業の見直しと財政の健全化を強力に推進していく必要があると思いますが、来年度、令和4年度の事業及び予算編成の重点項目について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、予算編成全体の話ですが、ポイントは総点検になります。

現在、予算書の精査を行っています。議員の皆様は覚えがあるかとは思いますが、この紙がですね、ずらずらと積み上がってこんななるんです。2,000ページを超える予算書の明細、全量を私と副市長、以下部長、膝を突き合わせてチェックをかけています。

そこまでやる理由というのは、これまでお話ししてきたとおりですが、あらゆる分野において、全ての事務事業に関して目的と手段、この2つの観点から、点検をかけます。

そうしなければ、事務事業の効率が上がらない、言い方を変えると、持続可能ではないからです。持続可能とするために、全量点検をしています。

重点項目という御指摘がありましたので、その点について、1つお話をしておきますと、いろんな事業をやっているんですが、その中には、収益力を持っている、持っているはずの事業があります。例えば産業系施設の運営です。

したがって、この産業系施設の運営の見直し、これは来年度予算編成における核となる見直しのポイントだと捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ポイントは、総点検をするとのことですが、細かい事業のチェックの積み重ねこそが大切だと思います。

次の質問に移ります。

教育のICT化を推進するGIGAスクール構想について、質問します。

GIGAスクール構想とは、文部科学省が打ち出したICT化推進構想で、これからの時代に向けた教育環境の整備を行い、一人一人に合った学びを実現させる計画だということです。

安芸高田市では、令和2年度に市内の小・中学校の子供に、1人1台パソコンを導入し、今年度から使用を開始していますが、事業の推進にかかる成果または効果として、子供たちはどのような変化があったと考えているか、永井教育長に伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 教育のICT化により、本市においては、昨年度末、1人1台端末、クロームブックを配備いたしました。このところ、児童生徒はクロームブックをふだんの学習で使用する文具と同じような感覚で扱う姿が見られるようになってきています。

学習に必要な情報収集に活用したり、個々の習熟度にあったドリル問題を解いたり、理解や関心など、児童・生徒がそれぞれ実態に応じた学びが可能になってきていると考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ありがとうございます。

私は先日、GIGAスクール構想を現場ではどのように取り組んでいるのか、実態を把握するために、吉田小学校に伺いました。廊下から窓越しではありますが、1年生と6年生がタブレットを使って勉強しているところを見ることができました。みんな熱心に、しかも楽しそうにタブレットを使っていました。特に1年生が上手に使っているのには、正直驚きました。

校長先生に少し話を聞きましたが、子供たちが欲しい情報を選んで学ぶことは、視野を広げることにもなり、みんなプラス志向で取り組んでいるとのことでした。

週末には、全児童がタブレットを持ち帰って、自宅で勉強していることや、ICT社会で通用するような子供が育っていることを聞いて、安芸高田市がGIGAスクール構想の実現に向けて、積極的に取り組んでこられた成果が出ていることをとてもうれしく思いました。

GIGAスクール構想は取組を始めたばかりで、よい面が生み出されていくと同時に、課題もあると思います。これから将来に向けてのGIGAスクール構想への取組と、令和4年度の重点的な取組について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

芦田議員、これは2番目の質問に入りましたか。①ですか。2番目ですね。

○芦田議員 はい。

○宍戸議長 変わる時には、次の質問に移りますということでよろしくお願ひします。

教育長、答弁を求めます。

○永井教育長 今年度はICT支援員2名を雇用し、操作支援を中心的に取り組んで

まいりました。来年度は効果的な活用の支援にシフトしていきたいと考えています。全ての学校において、日々当たり前に、そして本市が現在取り組んでおります学び合いの事業の中で、どのような活用が効果的であるか、そういった支援体制を整えていきたいと考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 安芸高田市の小・中学校の児童生徒が、GIGAスクールについては県のリーダーになるような学校になればと思います。

次の質問に移ります。

公共施設等の統廃合、除却・売却、最適化の推進は、公共施設等総合管理計画個別計画をベースに検討するとあります。財政改革の一環で、2015年度から20年間で公共施設の延床面積を30%以上減らす計画に対して、現状は4%なので取組を加速させていくと答弁されていますが、どの程度の削減を目標に予算を編成するのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょうど、きのう、おとといの決算説明会で、このお話をしたところ  
です。

改めて御案内すると、この公共施設等総合管理計画の中には、2015年にできたものなんですけど、20年間で30%、箱物を減らさなければならぬと明示してあります。減らせたらええよねじゃないんですよ。減らさないとまちがつぶれると書いてあるんです。なので、この30%は必修です。必ず要ります。これ、できないと、まち続かないですよ。公共施設だけで、このまんまの箱を残そうと思えば、1,000億円、40年間で。それだけじゃないんです。このまちは、インフラというものを抱えています。道路、橋、トンネル、それらは市民の生活に、それこそ必要不可欠です。

このまち大きいですが、奥のほうに行くと、確かに小さな集落があります。住んでいる人の少ない。でも、だからといって、すみませんと、皆さんのところ、もう道路直せませんよというわけにはいかないんですよ。人が住んでいる限り、このインフラは可能な限り保たねばならない。保つのに1,400億円かかります。その現実を踏まえれば、箱物30%は必ず減らさなければならぬ。

2015年から20年で30%、年間1.5%ずつ減らさないといけないんです。その意味では、今年もう6年たっていますので、1.5×6で、9%ぐらいは削減しないとイケなかったんですが、今、4%です。

その厳しい現実を踏まえて、単年の目標というのは立てにくいんですが、1つのめどとしては、ここから挽回して行って、計画の半分、10年たった時点なので、2025年時点で、当初の計画に沿った15%、オンラインのところまで何とか戻せないかと、戻していきたいというふうに考えています。

- 宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。
- 芦田議員 私も土曜日の決算報告会に参加しましたが、公共施設の削減はこれからの大きな課題であり、避けて通れない道だと思います。合併前に、6町にあった公共施設を合併後も存続、維持していくことが無理なことは、みんな分かっていますが、ではどの施設から削減していくかとなると、大変難しい問題もたくさんあると思います。  
市民との対話によって、理解を深めていくことが大切だと思いますが、その点について、市長の考えを伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 市民との対話の前に、議会との対話であると認識をしています。  
この一般質問の場、委員会、もちろんです。それ以外の機会においても、一切拒んだこともなければ、これから拒むこともありません。ぜひ、建設的な議論のために対話を続けていただければと思います。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。
- 芦田議員 市民が納得のいく形で削減目標が達成できるよう、みんなで協力する必要があると思っています。  
3番目の質問に移ります。  
公共施設の指定管理者の公募について、質問します。  
先日の新聞報道で、市は公共施設の指定管理料の削減やサービスの充実を目的に、吉田運動公園、吉田サッカー公園など、5つの公共施設について、指定管理者の公募を検討していると報じられましたが、教育委員会が所管する施設では、指定管理者制度が導入されてから初めての取組です。  
1番目の質問です。  
公募の考え方と、対象となった公共施設名を伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 まず、公募の狙いですが、事業の効率を高めるため、これに尽きます。同じところにずっとよろしくねっと任せていたのでは、なかなか効率化というのは望めません。ですので、改めて見直す、仕切り直しというんでしょうか。そのために公募に踏み切っている。  
対象となる施設なんですけれども、5つ確かにありますが、正確に申し上げます。吉田運動公園、吉田温水プール、2つですね。と、八千代、美土里、高宮のB&Gです。全部で5つになります。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。
- 芦田議員 11月6日の新聞報道では、吉田サッカー公園は公募の対象になっていましたが、今回は公募から外れています。12月10日の新聞報道によりま

すと、来年度からサンフレッチェ広島を指定管理者とする方向で調整しているということですが、公募から外した理由を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 検討しているというふうに新聞に書かれていたと言われましたが、それはあくまでもそれで、教育委員会のほうとしましては、この8月ぐらいから、吉田サッカー公園につきまして、いろんな内容について、サンフレッチェと協議を行う中で、最初のほうでは当然、芝の張替え、そういうものの話から進んでおりましたが、その中でやはり、使う方が一遍に管理をされるほうが効率がいいのではないかというふうな話の中から、相談申し上げたところ、サンフレッチェのほうも非常にやりたいということがありましたので、先ほど市長が答弁しましたように、事業の効率を高めるためということで、そういう話を現在進めております。そういうことで公募からは外しております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 8月から話合いを進めて、芝の張替えも含めて、サンフレッチェにお願いしたほうが効率がいいのではないかということで、今、進めているということですが、効率がいいか悪いかは、実際感じだけでは捉えることができません。逆に、公募にしたら、はっきりどこの会社がどこの団体に任せるのが、より管理経費も安くて、利用者やサンフレッチェの練習を見に来られる人等も含めて、みんなにとってプラスになるかということ判断すべきじゃないかと思えますけれども、そこら辺について、御意見を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 芦田議員のおっしゃるとおりです。ただ、ここで言う効率というのは、経費のみを指しません。その御説明のために、ちょっと遡ってお話をします。

サンフレッチェとの付き合いを考え出したのは、私が市長に就任して直後からです。最初は、この私の基本方針のとおり、ゼロベースで、予断を持たず話合いを始めました。すなわち、サンフレッチェを切ると、切るという言葉がよくないですが、関係を解消するというのも選択肢に含め、サンフレッチェに相談に行きました。その中で、サンフレッチェの強い意向、強い意志を確認したところです。すなわち、このまちでこれからもずっとやっていきたいと、それは、トップチーム、サンフレッチェもそうですが、ユースもまたしかりです。このまちでこれまでもう30年近くたつんですが、30年いて、これからもここにいたいと、その思いを受け止めましたので、市として何ができるという話を、特に具体的に芝の話は、今年の8月から相談をまた行いました。

そうしたときに、確かに費用だけならこれも公募にかければ、より安い業者が出てくるかもしれません。ただ、です。これまでの反省点としては、サンフレッチェがここにいるにもかかわらず、うまく生かしてなかったんじゃないのかな。片仮名使いますが、シナジー、相乗効果が生まれてなかったという反省をしています。

であるならばです。サンフレッチェとともに、よりよい姿を描いていけば、経費も長い目で見ればもちろんですが、何より費用対効果のほうですね。サンフレッチェを核として、サンフレッチェを軸として、このまちはまだまだ盛り上がっていきけるだろう、そのように考えています。

したがって、経費だけでなく、総合的に判断し、サンフレッチェに、まだ確定はしてないんですが、指定管理という方向で検討をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市長の答弁で、そこら辺のサンフレッチェとの関係についてもよく分かりましたが、総合的に判断して、サンフレッチェ広島が4月から指定管理者として、サンフレッチェを選ぶほうがいいだろうという判断をされたということですのでよろしいですね。

それでは、4月からサンフレッチェ広島を指定管理者にするよう調整するかということですが、どのようなスケジュールで進めていかれるのか、伺います。

○宍戸議長 芦田議員、2番目の質問になりますか。

○芦田議員 いや、これは先ほどの施設管理の続きです。

○宍戸議長 続きですね。はい、分かりました。

答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 スケジュールですが、2番目の質問にもスケジュールがあるんですが、これと一緒に。はい、分かりました。

現在、協議中ですが、事業計画を今出させていただくようお願いをいたしております。それが出ましたら、他の公募のものと一緒に内容を審査し、12月下旬をめどに指定管理者の候補者として選定する予定を考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 サッカー公園の場合は、天然芝の管理もありますが、そこらについても4月にサンフレッチェ広島に指定管理を任せるとも、十分対応できるというふうに考えておられるということで、いいですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 その辺は今後しっかり協議をして、準備万端になるように話をしていきたいと考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

今回の公募は、吉田運動公園、吉田温水プール、八千代、美土里、高宮の3つのB&Gの5施設が対象になっていますが、公募から候補者選定までの具体的なスケジュールについて伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 まず、公募の期間は、令和3年11月29日から、12月17日までといたしております。その後、事業計画書等の内容を審査し、12月下旬をめどに指定管理者の候補者を選定していきます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 答弁していただいたように、市のホームページでもこのたびの5施設の指定管理者募集要項を見ると、申請書類の提出受付期間は11月29日から12月17日までの19日間となっていますが、土曜日と日曜日を引くと、約2週間の15日しかありません。公共施設の指定管理者を公募する重要案件にしては、この公募期間はあまりに短すぎると思います。

通常、公募の期間は、2か月間は必要だと言われています。公募することのメリットを最大限に生かすためには、たくさんの企業や団体が公募に応じることができるよう、公募の期間をしっかりと設けるべきではないでしょうか。今回の公募について、どうお考えか、改めてお聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 公募の期間が短いという御指摘ですが、確かに期間的には短くなっておりますが、これまで情報等は開示しておりますし、それらを基に検討していただければ、期間的には十分なものだというふうに考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ただいま、次長のほうから、情報は開示しているので期間的には十分だと思ふということでしたが、情報を開示されたのは、11月29日ではないですか。今まで、安芸高田市のスポーツ施設は全然公募したことがないですね。

初めて公募されて、その情報を見て、初めて積算もするし、運動公園、温水プール、残りのB&Gは利用料金制ですから、利用料金が上がったらどうなるだろうか、下がったらどうなるだろうか、そういうこと



の検討もして、初めて応募するかどうかを決めて、その後、積算をして、利用者を増やすためにどういうことを自分の会社は、自分の団体はやり出すということまで出すのに、僅か15日しかないのに、それで十分だと思うということだったら、それはちょっと認識を改められたほうがいいと思いますけれども、もう一度聞きます。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 ただいまありました利用料金につきましては、これは議会の議決事項になっておりますので、下げるということは可能ですが、上げるということは、指定管理者では不可能というふうになっております。ですので、そういうものは検討できるというふうに思っております。  
以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 企画振興部のほうでは、公募によって指定管理料の抑制とともに、各施設の魅力や利用者の満足度、利便性が高まる提案が期待できると言われています。そういう狙いを実現するためには、15日間ではまずどれだけの公募があるのだろうと、私は思います。

各施設にもしも公募が全くなかったら、何のための公募だったのかということになります。公募する時間をしっかり取るということは、安芸高田市にとってメリットを増やしていくということだと思いますが、この2週間でそういうことが実現できるということですか。伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 議員おっしゃることは、十分理解いたします。  
ただし、公募、公表しましてから問合せ等も何件か来ていただいております。

そういうことも含めまして、現状をこのスケジュールで今やっておると。ただし、もちろんこの事業内容が十分でないとか、審査会等行いますが、そこでいろんな話をして、難しければ、また再度ということももちろんあります。ただし、現状ではこれで、今のところ進めているということです。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 公募を締め切って、5つの施設に応募するところが、現行の指定管理者以外になかったということがないことを祈ります。

次の質問に移ります。

市が出資する第三セクターなどが管理する神楽門前湯治村などの観光施設6か所も、指定管理料の圧縮を検討するとのことですが、具体的な取組について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　そもそも観光施設というのは、さっきも少しお話ししましたが、収益力がそなわっているべきものです。そのため、収益をあげた結果として、要は稼いで、稼げる形にして、指定管理料を抑制したいと考えています。

そのためにですが、今年度は総務省の経営財務マネジメント強化事業というものを活用しました。これは、会計士の、何て言うんでしょうか。コンサルの方というのでしょうか。に、各施設の経営分析をしていただいています。私自身も、市長に就任してから、およそ全ての施設の直近10年は、10年分は少なくとも決算書全量、目を通しましたが、さらにそれを、テクニカルに、技術的に評価していただくという作業を行っていただきまして、先日、その分析結果も、まだ全体ではないんですが、一部還元をしていただいたところですよ。

その結果を受けた感想を少し申し上げると、我が意を得たりということですよ。その決算書をめくって、思っていた課題ですね。なるほど、確かにそうなんだなというのが非常にクリアになりました。これも、全量になるかどうか、ちょっとまだはつきりしないんですが、市民の皆様にご公表し、共有をしたいと思っています。

そこから各施設のあるべき姿、それをまた構築していける、そのように考えています。

○宍戸議長　答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員　中国新聞の9月16日の記事によりますと、市長は6施設の再生について、国の事業を使って、近く経営アドバイザーの派遣を受けると説明されていますが、先ほどの説明は、この経営アドバイザーの方ということですよ。よろしいのだと思いますが、本市においては、市の商工会と連携し、神楽門前湯治村の経営診断を行い、平成31年3月に、経営診断改善計画策定支援業務報告書が取りまとめられています。

この報告書が有効に活用されることが大切だと思いますが、市長の考えを伺います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　実は、その報告書の結果、結論とですね、このたびの分析結果というのは、ほぼ同じ類いになっています。当たり前と言えども当たり前なんです。元々のデータが一緒ですので、そこから導かれる結論も、基本的には同じものになります。

そうしたときに大事なことは、平成31年なので、もう数年前に答えが分かっていたのに、この間、何をやってたんだということだと思います。

事実がもう明らかなので、その事実をしっかりと受け止め、きちんと対応していく、当たりのことなんです。意外と難しい。それを必ず成し遂げたいと思います。市民の皆さんに、ぜひ伝えたい、知っていただきたいことですので、もう少しだけお話をします。

先日、12月8日は、真珠湾攻撃から80年だそうです。80年前、1941年、日米開戦したわけですが、開戦の4か月前に、日本は戦争をしたら負けるといふ結論が、実は出ていました。歴史に興味がある方は御存じかもしれませんが、猪瀬直樹という方の本、その中に、昭和16年夏の敗戦と、昭和16年は1941年ですね。夏の敗戦なんです。12月、冬に開戦をする前に分かっていたんです。当時の総戦力研究所というところが、これ実在するんですが、当時の中央省庁の若手官僚、30代、商社、あとはメディアの記者もいたと思います。が集まって議論をした結果、アメリカと戦ったら絶対負けると結論が出ていた。にもかかわらず、誤った道を進んでしまった。

80年たって、規模は違いますが、当市においてもやはり同じようなことが起きてしまっていたんだなというふうに、とても残念に思います。同じ轍を踏まぬように、しっかりと出てきた事実、データ、それを頼りに改革を続けていきたいと思えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 改革には大変なエネルギーが要ると思えますが、断固やり遂げていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

八千代の丘美術館の休館については、さきに質問に立った同僚議員と内容がほぼ同じなので、省略します。

これも11月6日付の中国新聞の記事ですが、市、歴史民俗博物館を2022年度から指定管理者に替えて、市の直営にする方針を決めたとありますが、直営にする具体的な考え方と、今後に向けての方針を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 それぞれの見直し、その具体的な考え方なんですが、各施設の設置目的に照らして、費用対効果、コストパフォーマンスを点検した結果です。その目的について、この機会ですので、ざっと概要、要点をお伝えすると、美術館についてはこのように書いてあります。

芸術文化の高揚並びに観光事業の推進を図る。あれ、実は隣に畑があるんですが、農園が、四季の里ですね。そこについては、農業の振興及び新規就農者の育成を図るとあります。この2つの点から、十分図られたとは評価ができなかったというのが、1つの結末です。

博物館については、文化財を保存し、その活用を図り、もって文化財に関する市民の知識及び文化的教養の向上に資すると書いてあります。なかなかこれに適不適を評価するのは難しいところではあるんですが、少なくとも文化財の保護、保存は、してきてありますし、もう間もなくですね、元就郡山城入城500周年も迎えますので、しっかりとこの中にある、活用を図りは、できる余地があるという認識でいます。

したがって、今後についても、各施設に関して同様の見直しを行

っていきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 施設のコスト軽減を図るということが、大きな課題、どの施設についてもなっていますけれども、歴史民俗博物館については、直営ということになると、市の職員がそちらに入って運営にも携わるということだと思えますけれども、人件費とかも含めたら、コストはアップになるのではないかと思いますけれども、これもやっぱり総合的に考えて、直営にしようということに判断されたのかどうか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 コストについてですが、現状、試算しておりますのは、現在の指定管理料よりも下がるというふうに試算をしております。  
以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 現在よりも下がるということなら、これは結構なことですが、市の職員が博物館で勤務して、それで現在より下がる根拠は、人件費等は大幅に上がるのではないかと思いますけれども、少し下がる根拠について、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 来年度の予算ですので、確定のことは言えませんが、全部を職員で置き換えるわけではございません。現状の人員程度は会計年度任用職員を考えております。そういうことで、全体的には下がるものというふうに考えております。  
以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
芦田議員。

○芦田議員 どうも理解ができませんが、現行、博物館には市の職員はいません。市の職員が入っても、管理費が下がるということは、再任用職員のかという前に、職員の人数を大幅に減らすことでもしない限り、管理コストが下がるというのは、私はどうも納得できないんですけれども、どういうふうに下げていかれるんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 人員等につきましては、まだ確定していませんが、現在、教育委員会のほうでもこの文化財事業等をいろんなイベントもしておりますが、それにももちろん、職員が関わっております。共同でやっているという形になっております。これを職員だけでやるというふうに考えますので、そういう意味で全体的には費用が下がるというふうに考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 費用は下がるということなので、費用の下がった施設の来年度の決算を楽しみにしております。

2023年に、戦国武将毛利元就の郡山城入城500年の節目を控えていることから、市教委の学芸員を中心に、企画展や特別展などの充実を図ることですが、現時点で特別展やイベントなどの構想があれば、お聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 これもまだ決定事項ということは言えませんが、現在行っておりますいろんな事業以上の、例えば講師を新たに、今まで以上の方をお呼びして、皆さんに、いろんな人来ていただきたい。今はあくまでも学術的なそういう見地に基づいた大学の先生等、そういう歴史的な方を御講師にお迎えしておりますが、もっと一般的に郡山城を紹介していただけるような、そういう講師の方を今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 2023年の毛利元就入城500年の節目、私も非常に期待しております。ただ、この節目には、今度はもう郡山城だけでなく、猿掛城にも大きなスポットが当たると思います。この猿掛城跡は、大きな土砂崩れに見舞われて、災害復旧についてこの23年に間に合うのか、現状について伺います。

○宍戸議長 芦田議員さん、通告外ということでどうでしょうか。

○芦田議員 分かりました。

○宍戸議長 じゃあ、通告外ということで。

芦田議員。

○芦田議員 公共施設の運営や維持管理については、今後の在り方を真剣に考えて取り組んでいかなければならない時期に来ています。そのためには、行政と議会が連携を取りながら、一体感を持って真摯に取り組んでいくべきではないかと思えます。

質問を終わります。

○宍戸議長 以上で芦田議員の質問を終わります。

ここで換気のため、2時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 金行議員。

○金行議員 14番、金行哲昭です。

通告どおり、令和4年度予算編成についてと、不登校・いじめについて、大枠2点、質問させていただきます。

まず1つめの質問でございます。

今回、予算編成をするに当たり、新型コロナウイルスや災害の影響で本市の財政も厳しい中で、今年の7月、市長は予算の説明会を行われました。また、一昨日、昨日と、決算の説明会をされております。その厳しい財政の中での来年度の予算の編成について、大枠2点を質問させていただきます。

まず1点目でございますが、安芸高田市の財政も厳しく、世界で一番住みやすいと思われるまちづくりを目指しておられる市長、1年ちょっと、大枠2年目の年になりますが、この基本方針を聞きたいのですが、先ほどの芦田議員との重点のということもございましたが、市長が思われるトータルの、具体的に基本方針は何であるか、まず1点、お聞かせください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 何回かいろんな場でお伝えはしていたつもりなんです、私が掲げているのは、世界で一番住みたいと思えるまちです。住みやすいとは言っていない点に御留意いただきたいと思います。

というのは、この後に話がつながるんですが、住みやすいというのは、残念ながらかかなくないにくいです。快適な生活環境、もちろんできる限りは目指しますが、およそ現代の人が思う快適さ、追求すると切りがないわけですが、例えば家から歩いて5分のところにコンビニが欲しいよねとか、それは、この町ではかかいません。そうではなく、それでも住みたいと思える、それを目指しています。

それが何であるかというのは、前もちょっと御説明しましたが、あえて伏せているところがあります。住みたいって何だろうな、それを、そこからです。まず市民に考えてもらわなくちゃいけないというのが、私の思いです。

その上で、予算編成の基本方針をお話しすると、ついさっきお話ししたばかりであるんですが、総点検、これに尽きます。先ほどの例で、サンフレッチェのお話をしました。

それが示すところは、サンフレッチェさえもゼロベースで見直していく、つまり、聖域がないということです。聖域なき見直し、改革、ちょっと使い古された感はありますが。聖域なく、このまちとして、本質的に何が必要なのか、何を残さないといけないのか、それをしっかり見極め、そのために、それに向けて予算編成を今行っている最中です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

傍聴者の皆さんにお願いいたします。私語はしないでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

金行議員。

○金 行 議 員 住みたいことを間違えて申し訳ございません。

今、市長が言われて、財政も厳しいということの中で、やはり考えの中で、防災、災害をはじめとする安心をされる地域社会、それを根本に置いて、いろいろな施策を行っておられます。

この基本方針はいろいろあるんですが、今、芦田議員に言われました重点施策の中に、やっぱり総点検チェックという先進的な力をどうする、どうするというのもありましたが、市長が一番、この来年度の編成予算の中で一番、どういうんですかね、職員にこのことはということの思いというものは、やはりここには出されておりますが、その中でたくさんございます。

市長の思いは大きいですから、その中で、これはという分の、もうやっぱり総点検ということで、中に具体的に何か思いがあるなら、その具体的などころをお聞かせください。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 そうですね。総点検というのは、全部を見るよという作業の話なんですけど、どういう観点でチェックをするかということ、これまでのお話でも何回か出てきましたが、そもそもそれは何のために始めたんですかという目的、そしてその目的に向けて、その手段、事業のいろんな形があると思うんですが、それは正しい手段になっていますかと。目的と手段ですね。この2点から、全事業を見直しています。中には、目的自体は今も変わらず必要な事業なんだけれども、手段がうまくいってないじゃないか。

例えば、例を挙げれば、子育て支援、依然として今も必要だと思ひます。しっかりやりたいと思ひますが、例えばですが、そのための子育て応援券というのがあります。応援券。クーポンですね、それこそ。今話題になっているのは、このクーポン券がどれぐらい市民に使われているかということ、5割です。5割。うちは応援するぞと言ってみたものの、市民の人は半分しか使われてない。とするならば、目的は今もいいんですが、手段が適切ではないと評価をしました。であるならば、もっと使いやすい形に変えなくちゃいけないだろうと、このように見直しをかけています。

今のは一例ですけれども、本質的には全ての事業について、一転、ないものとして捉えてくださいと職員には伝えてあります。その上で、今、改めてこのまち、課題がいっぱいありますが、その課題に向けて、何をどうしたいのか、それをみんなで、職員全員で、協議をしている最中です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　　そういうことで、職員にも周知徹底、どこまで職員が理解をされているかというのは、個々の職員の気持ちでしょうが。

それでは、そこらを踏まえて、2番目にいかせてもらいます。

2番目に、自主財源を確保するための、歳入の取組ということが書かれておられます。自主財源はいろいろ、市長が言われているように、税の収納率を向上するとかいう部分とか、ふるさと納税を云々ということもある中で、この自主財源の歳入の取組について、そういうトータル的に、またそのふるさと納税をさらに充実するという観点もこの予算編成の基本の考え方と言っておられますが、その分の手法とか何かというのは考えがあるのか、今から考えられるのか、その点を、自主財源を確保するための歳入増の取組について、お聞きします。

○宍 戸 議 長　　答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長　　まず、私たちがしっかりと認識をしないといけない事実があります。それは、自主財源だろうと、交付金だろうと、今後、基調として増えることは絶対ありません。2020年の国勢調査で人口が90万人減ったと。1億2,600万人ぐらい、もう減り始めているんです。ここからどんどん減ってきます。頭数が減る以上、国の経済規模は、それにつれて自動的に縮小します。人口減少というのはそういうことなんですね。経済規模、日本のこのパイが縮小していく以上、自主財源だろうと、交付金だろうと、もらえる、自治体に集まるお金というのは、基本的に減ります。

これを増やそうと思えばどうするか。増税ですよ。それしかないです。消費税50%とかをやれば一時的ですが税収は増えるので、自治体に入ってくるお金も増えますが、それは、それこそ持続可能的ではありません。ですので、大前提として、今後、確実、着実に歳入は減り続ける。

ただです。それでも、黙って指をくわえているわけにはいきませんので、何とかしたいな、その1つが、今、金行議員、御指摘くださいましたが、ふるさと納税、それが頼みの綱になるかと思えます。

具体的には、ふるさと、みんな好きですよ。お金頂戴や、というアピールの仕方では全然力が弱いので、何かこれをやりますというのをしっかり示し、これに対して賛同を得る、寄附を募るというやり方を考えています。

詳細な設計はまだ途中なんですけど、その、これというのは、例えば毛利元就、例えばサンフレッチェですね。分かりやすい。それこそ、安芸高田市民に限らず、全国から寄附が募れるような目玉、それを掲げることによって、ふるさと納税がより利用できると、それによって、幾らか自主財源、足しになる、そのように考えています。

○宍 戸 議 長　　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　　ふるさと納税、市長の考えはかなり言葉にはあれですが、強引な部分



もあるかも知れませんが、それは市長さんのお考えですから、あれですが、市長、財政調整基金は16年間ずっと減っておりますよね。いろいろ、災害とか、今回はコロナとかいうので減つとる。今回は私の記憶では6億円ぐらいだったと思うんですが、この財政のやっぱり自主財源の中で、財政調整基金も減っているということは、どういう懸念をされているか、考えておられるか、お聞かせください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 財政調整基金については、この場でも何回かお話をしましたが、いわゆる貯金です。貯金は、余裕があるときに貯めて、必要になったら使う、取り崩す、それがそもそもの建付けになっています。

その意味で、今、必要に応じて取り崩しているわけなんですけど、当然、貯金がゼロになってしまうと、それ以上、基金自体はもうありませんので、借金をしないとイケなくなる。借金でどんとんできるかといえ、それにも一応制約があります。

その意味で財政調整基金、もう1回お伝えしますが、この財政の波を平準化するのが目的なんですけど、平準化しにくくなるというのが財政調整基金が減った、その影響になります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 それでは、財政調整基金が減るということは、あんまり懸念はされていないということで理解してもいいですか。それ1点。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 懸念してないと言うと、少し語弊があるようには思います。それは多にこしたことはないというのが貯金の性質だからです。ただ、必要に応じて使ってきたという経緯が、要は用途がしっかりしていますので、減ったこと自体を問題視はしていません。

これが、何かよく分からん事業に使われていた、溶けてなくなっていたというのであれば、それはけしからんということなんですけど、そのようなものではありませんので、基金の残高が減ったこと自体を問題視はしていません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 令和4年度の当初予算、いろいろなことがありますけど、市民を勇気づける予算編成を願っております。

次の質問にまいります。

不登校、いじめの質問について、教育長にお聞きします。

全国的にコロナ禍の休校の影響もあり、昨年度には小中学生の不登校が過去最多となりまして、いじめは全国的には減少していますが、我が市の小学校、中学校の現在の不登校、いじめの状態をお聞かせください。

- 宍戸議長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永井教育長 本市の不登校の数は、昨年度、小学校10名、中学校20名、合計30名で、令和元年度と比べますと、10名増加したことになります。  
一方、いじめの件数は、小学校15件、中学校3件、合計18件で、令和元年度と比べますと12件減少しております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金行議員 小学校、中学校のあはれは、増加しているということですが、それはいろいろ、全国平均はいじめは減少しているということで、私は新聞ではそういうこともありました。このいじめが、我が市は今、12名増えたということですかね。それは何かの原因等とか何かはございますか。  
2番目に移ります。2番目のネットのいじめ等々が今、盛んに新聞であります。パソコン等にあるのが、ネットいじめと共通してのいじめの状況となっているんですか。そこらのネットいじめを、どのような状況で把握されているんですか。2番目となりますが、お聞きします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永井教育長 議員、2番目の質問に入る前に、もう一度御確認いただきたいんですが、いじめの件数は、令和元年度と比べますと12件減少しております。不登校が10名増加ということでございます。  
この背景を少し申し上げますと、これが絶対ということではありませんが、やはりコロナが発生をして、これは本市に限らず、全国的な傾向となっています。ということは、やはりコロナの感染防止対策の一環として、昨年度を例にとりますと、年度がスタートした4月、5月が全国的な休校等の措置がとられました。子供たちが楽しみにしている行事、あるいは活動が、中止であったり、延期になったり、ということの中で、子供たちにとっても非常に生活のしづらさ、あるいは目的意識、そういったものを持ちにくい状況の中で、ややもすると、子供たちのやっぱり元気が少なくなってきたのではないかなというふうに考えております。  
もう一方で、いじめあたりは、やっぱり休校が多かったということでもあります。ソールディスタンスというようなことで、物的にも、心的にも、ちょっと子供たち同士の距離が開いたというようなところが、減少ということになっているのではないかなというふうに、現段階では考えておりますが、このあたり、さらに分析が必要だというふうには思っております。  
2点目、御質問いただいたネット等に関わるいじめ等でございますが、ネットによるいじめにつきましては、昨年度、中学校から1件報告が上がっております。内容は、LINE上での悪口ということでございます。今年度は中学校から1件報告があり、SNSのグループに入れてもらえない、ビデオ通話等で悪口を言われるといった内容となっております。

- 以上でございます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金行議員 不登校は増えて、いじめは減っているということで、それが全国的、県の平均いってもそうですね。
- その中で、今言われたように、ネットのいじめが、我が市では1件ということでしたが、この分は、私が県などに直接聞いたのではなくて、間接的ですが、このいじめの現状というものは、一応、プライベートか何かあってあんまり、県も発表しないということになっているとか何かいう、父親、母親、その家族というのは、あまりそういうことは言ってもらいたくないし、逆の人は、知りたいということがありますが、それは県の何ですか、何かいってあまり各個人名とか、そういう情報というのは出すなということで、教育委員会のほうにも通達か何か出てるということをお聞きしたんですが、それは現実であるか、お聞かせください。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永井教育長 現状、私は、そのような通知等については把握しておりません。
- 現在、毎月学校のほうから、いじめ、不登校、暴力事案については、報告を受けます。その報告を県の教育委員会に上げるというシステムといますか、決まりになっております。当然、その個々の、いわゆる個人名といますか、固有名詞等につきましては配慮が必要です。現段階では件数とその主な内容についての報告が学校から上がってきて、それを毎月、県のほうに報告をさらに上げていくということになっております。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金行議員 はい、分かりましたが、これは私の認識、私だけじゃないんですが、私、メンバーの認識としては、個々の名前は挙げられないが、どういんですかね、どういういじめがあったという内容は、県として上がっていることは、各市町村へは、どういういじめがあったということは、周知はあるということで理解してもよろしゅうございますか。それを、はっきり答弁してください。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永井教育長 はっきり答弁したつもりなんです。県のほうに上げてまして、県は当然、文部科学省のほうに上げ、年に、ちょっと何回かは今、記憶が定かでございますが、集計されたものが国民あるいは県民に知らされているという状況でございます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金行議員 そうしたら、私の聞き間違いがあり、私も勉強不足かも分らんが、

私の知ったところでは、そういうのはあまり発表しない、いじめ問題調査委員会報告は非公開であって、保護者からどういういじめだったんですかとお聞きの電話をしても、ないということを聞いていましたから、お聞きしました。

3番目の質問へいきます。

このいじめ防止対策法でもある、実態調査でA I いじめ分析を活用されている広島県でもしようかという、かなり進んでいる市もごございます。安芸高田市はA I のいじめを、今言われたように、統括されたものでA I に入っているのを、いじめの解決法でそういう分析をする気があるのか、ないか、全然考えておられないのか、お聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 本市は現在、チーム担任制という取組を進めております。来年度から、本格的に取り入れていきますが、少し説明しますと、日本は今、教育制度としまして、固定担任制ということで、原則1年間、年度当初に担任が決まりましたら、その担任が1年間、ずっと関わっていくという形、固定担任制という言い方をしますが、それだとやはり、子供と教師の間で、当然、合う、合わないというようなことが起きてまいります。

したがって、やはり子供主体に考えましたら、より多くの教員が関わっていくということの中で、子供が悩みでありますとか、訴えというようなものを、信頼できる、話ができる教員に訴えていくと、そういうことがより容易にできるようということ、チーム担任制ということに取り組み、早期発見、早期対応に努めたいということで取組を進めているということでございます。

私も、インターネット等で見てみますと、例えば三重県あたりが、児童虐待等に関わって、A I の分析を取り入れたり、あるいは県内で言いますと、府中町あたりがいじめあたりでA I を活用するというような方向で取組を進めているというようなことは、承知をしております。

しかし、先ほど申しましたように、本市におきましては、まだ、もちろんゼロを目指さなければいけないんですが、そこまで多くの事案が生起している状況にはないと思っておりますので、当分の間は、先ほど申しましたチーム担任制ということに力を入れていきたいと思っております。

ただ、A I 分析等につきましては、市長のほうから前向きに取り組むようにという指示もいただいておりますので、今後においては、検討のほうはしていきたいというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 はい、理解できました。やっぱり子供は我が市、日本、広島県、世界の宝でございます。そのように丁重に、どうしても今もA I、デジタル化というのは、どんどん進んでいくときでございますので、それを御理解をもらいましたので、私の一般質問は終わります。

- 宍戸議長 以上で、金行議員の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
1番 南澤議員。
- 南澤議員 1番、南澤克彦です。  
通告に基づきまして、大枠4点、質問いたします。  
まず1点目です。「特色ある地域づくり事業助成金」について。  
令和3年、今年3月の議会の総務文教常任委員会及び私の一般質問の中において、この「特色ある地域づくり事業助成金」について取り上げました。その中で、市長のほうから、これを令和3年度中に見直すという方針が明らかにされました。  
具体的に、この助成金は、現在は地域振興会がその受給対象となっておりますが、それ以外でも申請ができるように、いろいろな方が使えるよう、令和4年度にオープン化することとなりました。今年度も残り3か月余りですが、ここまでのところ、それ以降、このことについての情報が届いていません。事業の進捗状況をお伺いいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 御指摘の事業なんですけれども、結論として申し上げますと、オープン化ではなく、それとは別立てで用意を検討しています。具体的には、特色ある地域づくりプロジェクトという形で、アイデアを広く募集し、その審査、コンペ審査を経て助成する仕組みというものを検討しています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 オープン化ではなく別立てでということ、これまでこの特色ある地域づくり事業助成金は、1,800万円の予算が年間ついていたかと思うんですけれども、これはこのまま維持されるというお考えで、また別立てでプロジェクト、特色ある地域づくりのプロジェクトを、また別枠の予算をつくるということの内容で理解で合ってますでしょうか。確認をお願いしたい。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 それぞれの予算の金額、規模、それからこの新しいプロジェクトの基準というのは、まだ整理をしている最中ですが、基本的には御指摘のとおりです。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 事前にいろんなところで情報を集めたところ、オープン化せずに、来年度も変わらないという、今のままの状況じゃないかというような話を耳にして、この質問をしました。  
地域振興会以外の地域を横断したとか、振興会の中では、まだまだその若年層の我々以下のような年代というのは、実は発言力があまりな

いのが実情で、そういった人たちが、何かこのまちのために、自分たちの生活を自分たちでつくっていく、まさに自助ですよ。そのための原資となる、その原動力となる資金が手に入らないんじゃないかという懸念をしていましたが、新たにそういうプロジェクトの事業が始まるということを知りまして、安心しました。どのような形でアイデアを出してコンペティションをするのか、これからだと思いますが、そのあたりも注目してまいりたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

2番、ごみの不法投棄についてです。

林道や農道など、人目につきにくい道端にゴミが投棄されているのを目にします。ボランティアでゴミ拾いの活動をされている方々がいらっしやいまして、そちらのほうにたびたび同僚議員とも一緒に参加しています。1時間余りのゴミ拾いの作業で、軽トラいっぱいになるぐらいのゴミが集まってしまうようなところが、何か所もあります。

ここで、言うまでもないことですが、ごみの不法投棄は犯罪です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、その第16条に、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とあり、その第25条では、「5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金。」という罰則があります。

そこで、この取締りをするのは警察の所管ではありますが、行政として、この不法投棄についてどのような対策を講じているか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これも今、お話をくださったとおりなんです。犯罪の取締りというのは、警察の仕事です。そして、犯罪に対して行政ができること、実はかなり限られます。なぜかという、そのために存在しないからです。そもそもが、何かにすがりたくなる気持ちは当然です。よく分かります。困ったときというのは、ただ、行政はそもそもそのためにつくられていません。

その意味で、行政としてできる範囲、限られているんですが、今やっていることをお伝えすると、不法投棄は犯罪だと、知らない人はいないはずなんです。改めてその認識をしっかりと持ってもらう。それこそ、小さい頃から、何回も何回もしっかり教えれば、ゴミを捨てない大人になるんじゃないかならうかと思いますが、そういう意味で、広報紙や、例えば一斉清掃の日などに、そういう機会を捉えて、啓発に努めています。

またこれも、予防の策としては万能ではないんですが、ごみの不法投棄があった際には、ボランティアの方や公衆衛生推進協議会に相談し、ゴミを撤去してもらおうと、この「してもらおう」というのが限界なんです。その先に不法投棄が常態化しないように、皆さんの意識を向けるように取り組んでいます。

不法投棄で多いのは、いつもそこがゴミ捨て場みたいになっている環

境かと思しますので、そういった環境を見逃さないというように、これも注意喚起までが限界なんです、そのような取組を行っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 取締りは警察の仕事、検挙するのは警察の仕事。であれば、捨てさせないようにするための対策だったり、啓発活動ということにならざるを得ないのは、よく理解ができます。

では、次の質問に入ります。

同法第5条の第2項には、「土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し、若しくは管理する土地において、自分の土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物、ごみを捨てられたと認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。」とあります。

この法律にあるように、ごみを捨てられた方から通報があった場合は、どのような対応が市町村でなされるのかを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 法律の文言というのは、実によく練られてます。今、南澤議員がおっしゃった、「市長に報告するよう努めなければならない」なんです。通報しなくちゃいけないじゃなくて、するように努めなければならない。その真意なんですけれども、その意味するところは、市に言っても、やってくれることは限られるよということの裏返しです。

具体的に申し上げますと、市の対応としては2つあります。

1つは、所有者に土地または建物の清潔に保ってもらうための努力義務があることを伝える。したがって、今ある不法投棄物の片づけをなささいよと指導するわけです。ごみ、捨てられたと困ってらっしゃる方に、それ、ちゃんと片づけてねと指導するのが市の役割です。

もう1個は、「啓発看板の貸出しを含め、再発防止の相談に乗る」です。またあるかもしれんけど、できればないようにいろいろ対策しちゃったらええんじゃないんと、相談に乗るまでが市の役割です。なぜならば、犯罪の取締りは警察の仕事だからなんです。

この説明、多くの市民にとっては非常に酷な事実かもしれませんが、これが現実です。行政は何でもやってくれる便利屋ではないんです。

ちなみに、通報に努めなければならないとあるので、市役所に直接連絡をくださるケースもありますが、そのときに一番最初にお伝えするのは、まず「警察に通報しましたか」ということらしいです。警察がその対応をしてくれるので、まずそこに言ってくださいという対応になっています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 私自身も調べて愕然としたというか、不法投棄をされた上に、ごみの

処分まで自分でしなければいけない。踏んだり蹴ったりな事情ですよ。基本的にその敷地の所有者が自分で何とかしなさいと言われてしまうんですけれども、これはもう、何とも捨てられた側として、もう、はらわたの煮えくりかえるというか、悪いのはだって捨てたほうじゃないかと。ただ、現状として、行政として、そこに対して何か手が差しのべることができるわけではないんですけれども、ただ、捨てたものが悪いのは間違いなくて、じゃあ捨てないように、これをしっかりと子供の教育ももちろんですし、社会教育としてやっていくというのは、これは捨てられたものがやることではなくて、みんなで取り組んでいく、公で取り組んでいく必要のあることだと思います。

その上で、次の質問に入ります。

そのための1つの手段として、自動撮影カメラの設置や希望者への貸出しを行うなど、自治体として、安芸高田市だけに限らないですけど、ここは安芸高田市なので、「不法投棄を許さない」というメッセージを発信していく必要があると考えます。市長の考えをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 南澤議員がおっしゃるとおり、被害者に追い打ちをかけるような面がどうしてもありますので、大変心苦しいばかりですが、現実として受け入れられなければならない部分だとも思います。

犯罪の抑止という意味では、何よりも自衛の意識が必要です。そして、自衛のための手段というのは、これはまた酷なのですが、自己負担が原理原則になります。

例えば、家に泥棒に入られたら困る、当たり前なんですけど、鍵をかけるのは自分ですよ。家建てるときに、鍵つけると思います。自己負担なんです。うちはお金がようけあるけど、泥棒が頻繁に来るかもしれん。セコムしたいんだったら、自分で申し込まないといけないんですよ。これが今の日本の社会の実態です。これが嫌だと言われると、もうほかの国に行くぐらいしか、もう手段がなくなってきます。それが、社会で共有したルール、国民で共有されている制度だからです。

その意味で、1つの提案になるんですが、市民の声ということであれば、市民の代表として、例えば不法投棄防止条例といったような、議員提案をされてみてはどうかなと思います。実際、これはほかの市にあるようなんですが、その中で、一例として、不法投棄をした人に関する情報の提供者への報奨金を設けてみるとか。要はお互いに監視する条例ですよ。効果はありそうな気がします。が、そういうまちにしていけるかどうかというのは、正直ためらうところがあります。

何より私、市長になるときに、それを掲げて出ていませんので、であれば、もう一遍問い直すかなというところなんですけど、ぜひそこはより機動的に動ける、市民の代表である、市民の声を隙間なくすくっていらっしゃる皆様の中から、その条例、積み出されてみてはいかがかと思



います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 条例の提案をいただきましたが、これについては、ちょっと自分の中で、そういうアイデアがなかったの、今お話しいただいたのをきっかけに、どういったことができるのか、調査研究をして、また住民の方々にも御意見を伺って、その後、また判断、適宜行動していきたいと思えます。

その前段で、現実として、こういったものを自衛しないといけない、それに対する設備とか対策は自己負担だというのは建前として理解できるんですけども、土地の所有者が誰だか分からないとか、既にもう管理がされていないというような、人があまり通らないとか、そこで生活をされていないところに投棄されているわけで、そこが投棄されていることをきっかけに、周りにどんどん悪影響を及ぼしていくということを考えると、これは個人でどうにか防衛していけというの、やっぱり限界があるのではないかなというふうに感じています。

警察のほうにもちょっとお話を伺ってきましたが、実際、今年度、安芸高田市内で不法投棄の検挙は1件、例があるということでした。もちろん犯罪なので、そういったことがあれば、警察としては当然取り締まると。

その際に、心がけてほしいこととして、見つけたらすぐ連絡してほしい。そして、捨てられた状態のまま置いておいてほしい。捜査をするのに、手が加わると、またちゃんと証拠が挙がらなくなると。それから、もしそういう防犯カメラなどをつけて、対策をするのであれば、日時の設定、カメラの日時の設定をしっかりとっておいてほしいと。それがアリバイとか、捜査をする際に効いてくると、そういったことを教えてくださいました。

そういったことを私も知らなかったんですけども、まずは市民に向けて広報などでしっかり周知をして、安芸高田市としては厳しく見ると、検挙も上がってるよと、そういったことを、警察のほうもお話しいただければ、そういう情報提供だったり、連携はもちろんいとわなということでしたので、そういった、まず周知徹底、広報ですよ、そういったことをされてみてはと思うんですが、それについてのお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 その検挙の事例なんかであれば、非常に具体的な1つの例になりますので、市民への啓発としては効果が高いように思います。

一方で、やはり気になるのは、この小さなまちですので、その個人の特定に至る懸念です。市内の方なのか、市外の方なのか、分からない面はあるんですが、ただ、この小さなまちの中で起きた事件ですので、当

然警察と連携は取り、啓発に生かしていきたいとは思いますが、そのあたり、今、南澤議員がおっしゃるような絵にはならない可能性もあることを御承知おきいただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 加えて、提案を続けさせていただきます。

今、青色回転灯搭載車、いわゆる青パトです。これも、防犯、もちろん不法投棄の見回りもその役目に入っていると思いますが、そのパトロールです。ここで捨てられている、ここに不法投棄が多いという情報を、警察のほうにいくのか、行政にくるのか、分かりませんが、重点的にその情報をしっかり青パトのほうにお伝えして、見回りを行ったらいいんではないかなというふうに思うんですけれども、既に行われているかもしれませので、そのあたりの状況をお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 青パトによる防犯パトロールということだと思います。これは、本庁並びに各支所でそれぞれ公用車扱いですけれども、青色回転灯がついた車両がございます。そういった中で、それぞれの地域の振興会の方、そういった方がパトロールの実施車証を持参され、パトロールをされていると確認をしております。

それぞれの活動のそういった報告等があれば、随時されているというふうに思っておりますし、そのことが直接警察にいつているかどうかというのは、ちょっとごめんなさい、確認してございませんが、そういったパトロールをしていますので、引き続き、そういったところとも連携しながら、ボランティアということになりますが、御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 恐らくされているだろうということで、確認をしているわけではないのでということだったので、ぜひ、警察あるいは、そのごみが捨てられているという通報との連携を図っていただき、特に警察、そこだけ重点的に行くわけもいかないと思いますので、手分けして、その現場が押さえられれば、そのまま注意ができて、こういった不法投棄というものが減っていくんだと思いますので、捨てにくい、捨てさせない。特に、捨てることの高リスクが高いと、普通にごみ処理、ごみ捨てのところに出すのが一番合理的な行動なんだということを皆が認識すれば、この件というのは減っていくと思いますし、安芸高田の取締りきついぞとなると、よそから捨てに来る人も減っていくのではないかと思いますので、これはぜひ力を合わせて進めていきたいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

まちづくり委員会の施策の提案について、お伺いします。

平成31年に提出された「地域資源の有効活用に関する提言」の中で、吉田サッカー公園について、3つの提言がありました。

1つ目は、観客スタンドや飲食・売店、一般用シャワー室などの整備、これは先ほど山本議員の質問にもあったところと重複します。

続いて、最寄りのバス停からの移動手段。

3つ目に、植栽による景観づくりというものの提言がありました。

このまちづくり委員会の提言に対して、執行部の受け止めと対応について、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、御指摘のあった3点です。実際に行ってみると、なるほど確かにそうだねというものばかりです。ですので、今日、これまでも何度か、それぞれの場面でお答えをしていますが、指定管理に出す先、まだ確定はしていませんが、その有力先としてサンフレッチェ広島を見据えていますけれども、サンフレッチェとともに何が必要で、何ができるのか、検討し、順次整備をしていきたいと思っています。

今、3つほど上がった中で、全部、この秋にホームテレビの取材を受けまして、「勝ちグセ」という番組、森崎浩司さんと対談をして、その中で、まさにこれについて、いや、何とかしたいですねと言ったところですので、そのときの方針は変わっていません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 テレビのほうも、YouTubeに上がっているものを拝見いたしまして、検討、視野に入っていらっしゃるということは、認識しました。

その中で、次の質問に移ります。

特に、飲食について、かつて食べ物の販売をしていたことがあるということは聞いているんですけども、それが今はないわけで、コロナの前からなかったと思います。その認識の上で、1について、飲食店などについては、キッチンカーの導入なども有効だと思います。このキッチンカーの導入を、起業支援事業や地域おこし協力隊の活動の1つとしてされてみてはいいんじゃないかなというようなアイデアもあります。そのあたりについて、市長の考えをお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 キッチンカーを活用してはどうか、全く同感です。キッチンカーというのは、今、特に都会のほう、東京とかで物すごくはやっています。

これは、一時的なブームでなくて、キッチンカーという1つの事業です。ビジネスの形がしっかりモデルとして確立されたということだと思います。

その意味では、本市においても、サッカー公園に限らず、例えば道

の駅とか、いろいろなところで活躍していただけるんじゃないかと  
思っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 同感ということでございました。ぜひ進めていきたい。

特に、サッカー公園以外でも、土師ダムは、土日になれば家族連れ  
がたくさんいて、そこでもやっぱり食べるものというのは、コンビニか、  
サイクリングターミナルまで行かなければいけないというような状況で、  
あそこがあれば、来てくださる方はもっと喜んでくださるし、経済が回  
っていく要素になるなというふうに思います。

ただ、そうするためには、やっぱりその施設の管理者である市の許可  
というのが必要になってくるとは思います。そのあたり、いま一度確認  
したい。

市のほうは、そういう提案があったときに、歓迎してくれるのか、  
どうなのかというところです。答弁をお願いできればと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 市全体の話としては、もちろんそういう相談があれば、積極的に前向  
きに対応したいと思います。サッカー公園に関して言えば、まずはその  
指定管理の事業者との協議になろうかと思えます。サッカー公園なんで  
すけれども、実はキッチンそのものがあります。厨房施設があるんです。

です。あそこでその観客の試合、練習を見にきた方への何か飲  
食を提供するというのもあるかもしれませんので、それはキッチンカー  
ありきでもなく、そこに設備がありますので、それを活用する案も併せ  
て検討されるべきだろうと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 市全体としては、非常に可能性を感じていて前向きと、サッカー公園  
については、今後決定される管理事業者との相談というようなことと受  
け止めました。

興味を持っている方々もいらっしゃいますし、令和4年度の地域おこ  
し協力隊の募集の1つに、提案型というのが上がっていたかと思えます  
ので、そういった中でもそういう声が上がってきたら、またおもしろく  
なってくるのかもしれないなというふうに感じました。

続いて、次の質問です。

空き家の有効活用について。

令和3年3月の予算決算常任委員会において、私が質疑しました空き家  
の有効活用に関する補助金の件です。具体的には、空き家になって時間  
がたてばたつほど老朽化が進んでいくので、早く手放したほうが得にな  
るような補助金の仕組みをつくってはいかがかという提案をしたところ、  
しっかり検討するというふうに、担当課長のほうからも答弁いただきま

した。検討結果について、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 しっかりと検討を行った結果、補助金は有効でないと判断をしました。なぜならば、今後、住宅市場の需給のバランスは加速度的に悪化していきます。このまちだけじゃなくて、日本全国において、ありとあらゆる住宅が空いてきます。余ります。

一方で、さっきちょっと話がありましたが、持ち家が欲しいとか、アパートでもいいんですが、そこに住みたい、需要者ですね。どんどん当然ですが、人が減るので、減っていきます。人口が減るといのはそういうことです。なので、需給バランスが減り続けるところに、補助金をもって対応するのは、容易に無理がくるのが想像できます。持続可能では、到底ありません。

ですので、その代わりになんです、そもそもの出発点は、空き家を有効活用したいということだったと思います。その意味では、空き家になる前に登録できる事前登録制度というのを、来年の4月から運用できるように準備を進めています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 まあそうですね。住宅事情で言えば、供給超過になるのは、火を見るよりも明らかなことではありますが、その点については、理解ができないわけではないんですけれども、今、出せば、売ったほうにも、多少なりとも補助金が出るような状況の中で、いかに早く出してもらうか、いかにいい状態で出してもらおうかというのは、重要な視点だと思いますので、補助金でなくとも有効に使えるものがあると思います。

直接的ではないんですけれども、例えば国土交通省が出している空き家発生を抑制するための特例措置というのがあります。これは、相続日から起算して3年を経過するまでに家を手放したら、その譲渡した譲渡所得から3,000万円まで特別控除するような仕組みがあります。

これは、早く手放せば控除が受けられるよということで、相続するまでもなく、老人ホームなどに入って、住まなくなったというケースも一定要件を満たせば対象となるというようなこともありますので、こういった情報もぜひ市民の皆様にお届けして、先ほどおっしゃっていただいた有効活用の事前登録制です。併せて、皆さんが早めにそういうことをしようと、そういうことを考えようというふうになるように、促してみてはと思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。お考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 来年の4月から新しい制度が始まりますので、それに合わせてアナウンスをしていきたいと、おっしゃるとおり、思います。

- 宍戸議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 ぜひ、よろしくお願ひします。これで、私の一般質問を終わります。  
ありがとうございました。
- 宍戸議長 以上で、南澤議員の質問を終わります。  
ここで、換気のため、3時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
7番 山根議員。
- 山根議員 本日最後の一般質問となりました。よろしくお願ひいたします。  
それでは、通告しております質問をさせていただきます。大枠2点について、御質問させていただきます。  
まず1点目、公園整備について。  
旧田んぼアート公園予定地の整備について伺います。  
6月に一般質問した時点では、市民モニター制度も含めて広く市民の意見を集め、より有効な活用方法を模索していきたいと、市長は答えられました。その後の動きと今後についてをお伺いするところです。  
まず、(1)広く市民の意見を集めるため、どのような動きをされ、どのような意見が集まったのか、お伺いをいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 当初は市民モニター制度を想定していましたが、今、お話にもありましたが、市民の意見をより広く集めるため、市の広報紙を利用したアンケートに切り替えています。これについては、御存じかと思うんですが、「広報あきたかた」の9月号で意見を募集し、結果、225件の回答が集まっています。  
なお、アンケートの結果については、広報紙の1月号や、あとは市のウェブサイトで公表する予定としています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 市民モニター制度を使わなかった理由について、お伺いいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 先ほど申し上げたとおりですが、より広く市民の意見を集めるための理由です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。



石丸市長。

- 石丸市長 広報紙と、あとはウェブサイト公表する予定になっています。今、この時点で持ち合わせがあれば読み上げますが、ありますか。ないですか。ないです。なので、もしよろしければ、後で下に取りにいかれてください。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 これは下に取りにいかれてくださいということではなくて、執行部のほうからの資料を求めます。議長、それは可能でしょうか。
- 宍戸議長 山根議員に申し上げます。  
資料請求につきましては、議会の議決が必要ですから、個人の質問に対しての資料請求はできません。
- 山根議員 議会にはいろいろルールがありまして、それに従うしかないようです。議員として答弁を求めたわけですが、それは1月まで持ち越しとなりました。  
市民モニターと、本当に登録者と、今回アンケートに答えられた方々が、全く重なる方が半数以上多いとか、そういうことなら分かりますけれども、できればしっかりと、男女比、年齢層、そういうところも押さえたアンケート結果になっていれぱと思います……  
（「今のおかしいですよ、答弁します、それじゃあだめとさき言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）  
それでは、次にまいります。  
それでは、広く市民の意見を集め、より有効な活用方法を模索していきたいとのことでしたが、今後については、どのように進めていかれるのか、お伺いします。
- 宍戸議長 山根議員に申し上げます。  
(1)の質問の内容にして、締めていただきたいと思います。1番の質問について。
- 山根議員 1番の質問はもうよろしいです。お答えされないということ。2番目に……
- 宍戸議長 質問がされないと、市長、答弁ができないので。  
最後に申されましたことについて、市長に質問しますという形で締めていただきたいんです。分かりますか。
- 山根議員 市長は議員の質問に答えられないということですが、そのままでもよろしいんですか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 今、つい先ほど、御自身で議会のルールがあるから、それを守らなければならぬとおっしゃったばかりじゃないですか。なぜ資料の請求、なぜ一問一答の形式、守れないんですか。さすがにいいかげんにしてくださいと言わざるを得ません。



もう1回お答えしますが、情報を開示しないなどとは言っていません。よろしいですか。広報1月号って、12月に出るやつですよ。来週に出ますよ。1月まで持ち越しでもないです。御存じないんですか。広報紙1月号はこの年末に出ます。そして、それに併せて、ウェブサイトでも間もなく公開されます。どこが内容を明らかにしないというのか、いいかげんにやめてください、それは。

で、もう1つ、そもそもお伝えしますが、属性云々で市民の声が拾えてないなどという批判は当たりませんよ。よろしいですか。モニター制度から、対象を無制限に拡大しているわけですよ。モニター制度しか答えられなかったところから、誰でも言ってくださいと、広く市民の意見を聞こうとしている。一片の疑いもないですよ。これが事実です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 もう一片の疑いもない、それが事実ですと言われるのであれば、今、私は属性等で聞いてきましたけれども、その内容については、答えられる、答えることができるということによろしいですか。

内容についても、全て1月号で。それを見てみてくださいということ、議会は広報紙に載るまで、またウェブに広報されるまで知らされないということになりますか。お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 なりますかではなくてですね、もしそれが必要なら、ここに通告をしておくべきですよ。そのための事前通告制度です。

今、確認しましたが、手元にないものは答えようがないですよ。私もさすがに覚えてないですよ。数字の中身は。

必要がある資料であれば、別途請求をしてください。議長もそのように先ほどおっしゃったわけじゃないですか。そもそも、あと1週間、10日ぐらいで、広報紙、ウェブサイトに掲載されるわけなんで、何か不具合があるんですか、その期間で。不具合があるとすれば、なぜ事前通告しないのか、そこに尽きますよ。そんな大事なことから、通告しておくべきだと、普通は考えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 通告をしております。そこの中身が受け取られないということ。

(1) 広く市民の意見を集めるため、どのような動きをされ、どのような意見が集まったのか、お伺いしますと、この意見を聞いておりますでしょう。それが分からないということなのでしょうか。

どのような意見が集まったかということでは、足りないということをお伺いしたいのでしょうか。お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど請求されていたのが属性だというふうに認識をしていましたので、そのようにお答えをしました。

どのような意見とありますが、公園にあってほしい機能、それらが集まっています。そもそも、それを聞いたアンケートです。アンケート、御存じないんですか。広報紙にしっかり書いてありましたが、それを読めば必然的に、ある程度絞れるはずだと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 属性については、その後に出てきた話で、一番初めにお聞きしたことにちゃんとお答えになってないからこうなるんですが、機能についても、広く集めた意見の中で、機能だと言われても、どういう機能かというところもあると思います。

大体に、私の質問、よく読んでいただいたら、よく読むというか、よくこの、どのような意見という、どのようなということがどういうものかというのを、ちゃんと読み込んでいただけたら、それについての資料は持ってこられているのが当然かと思いますが、それがないということなので、今月末に見せていただくことになります。

では、次にまいります。

(2) 広く市民の意見を集め、より有効な活用方法を模索していきたいとのことでしたが、今後についてはどのように進めていかれるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これも繰り返しになりますが、自分の不手際を人のせいにするのは、慎まれたほうがよろしいと思います。通告の文章、どのような動きをされ、どのような意見が集まったのか、伺います。具体的じゃないですね。

次も同様です。今後についてどのように進めていかれるのかとあるので、我々で考えた答弁としては、アンケート結果を参考に、市として整備すべき公園について、検討していきます。これが方針です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 アンケート結果を読み込んでまとめていくということのようですが、市長、6月には、具体的な考えはないが、明確な方針は持っていますと、それは、コンセプトをしっかりと定めるという方針ですと答えられています。私はこの答えをもって、そして今回の9月にアンケートを募集されたということは、もう市長の頭の中には、ある程度のコンセプトが固めて定められてきたのかなと思ってお聞きしております。

そういったことで、市長の頭の中、アンケートの結果を受け止めて、こういう公園構想というものがあるかどうか、そこについてお伺いしたいと思います。

- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 アンケート結果を参考に、公園について検討し、できれば来年度中に素案を固めたいと思っています。  
コンセプト云々を言われていますが、それはあくまでも市民の意見を聞き、それを検討した結果、生まれてくるものです。私が手前勝手に何かをつくりたい、これつくってやろうというようなものは一切ありません。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 来年度中に素案をつくると言われてました。私が今回この質問を出したのは、本当に6月に聞いた中で、市長が6月には、公園の実現化はできるだけ急がない、収益が上がるものではなく、優先順位は低いと言われていたからです。それがあっても、今回のあってほしい公園についてアンケートを行われた市長、先ほど、来年中には素案を出すと言って言われたと受け止めています。それでよろしいですか。確認をいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 何を確認されたかったのか、判然としないんですが、そのように、私、先ほど、つい先ほど、御説明したばかりですね。今も言及ありましたが、急がないというとおりにやっているとします。急いでないですね。じっくりと慎重に検討をしていますし、これからもそのように検討していきます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 急がない、慎重にということ、来年中には素案ができ、粛々と進められることと思います。  
それでは、大枠2点目に移ります。  
公共交通体系の今後について、でございます。  
高齢者の運転による悲惨な事故が後を絶ちません。安芸高田市では、75歳以上の運転免許自主返納者への支援制度を設けるなど、自主返納を促していますが、「生活が不便になる」との思いから手放せない方もおられます。  
安芸高田市地域公共交通網形成計画の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間となっております。令和3年度の施政方針には、生活環境の向上について、「お太助バスやお太助ワゴンといった公共交通体系は、運行開始から10年が経過している。社会情勢に伴って利用者のニーズも変化しているため、今後はデジタル技術の活用も含めた仕組みの見直しが必要です。」とあります。  
次の計画に向けて、どのような見直しをお考えか、伺います。

社会情勢に伴った利用者のニーズの変化を、今現在どのように受け止められているのか、お伺いをします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 明らかな事実ですが、導入されてからこの10年で、利用者の高齢化が進んでいます。その意味で、これから運行体系を見直す際には、より一層福祉的な観点での配慮が必要になってくると考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 高齢者が多くなるということではありますが、その福祉的な観点からということだけで、ほかにはどのような受け止めがあるか、担当部長にお聞きしてもよろしいですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 お太助ワゴンの運行の課題ということになると思いますけれども、やはり先ほどの高齢化の問題と同時に、安芸高田市の場合、大きくJRあるいは国道、高速道路、そういった幹線道路がございますが、そういった幹線道路をつなぐような交通体系、あるいは外から来たときに観光で利用できる交通体系、そういったものが確立されていないという課題がございます。併せてそういったものも検討していく必要があろうと考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 もっともっといろいろな課題が網形成計画のほうにも、これ、平成30年の1月時点ですけれども、上がっております。そういう観点をしっかりと行ってくださると思いましたが、そこは出てこないということで。

今後についてのことに入りますが、地域公共交通計画というのがあります。少し聞いてみますけれども、私、地域公共交通計画というのをウェブで探しました。これについて、安芸高田市について関連するものといったら、地域公共交通網形成計画、さらには、総合連携計画、地域公共交通総合連携計画ですね、これが平成21年3月です。地域公共交通計画というものが出てこない。網形成計画も、これ平成30年1月時点の素案となっております。ここについては、執行部としては公共交通計画というものはどうなっているのか、お分かりでしたらお答えください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長 ただいま御質問のありました地域公共交通計画でございますけれども、現行の網形成計画が改正されて、今度、地域公共交通計画に名前が変わったというふうなことになります。ですので、網形成計画から次につくるタイミングが、地域公共交通計画というものに変わるということでご

ざいます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 それは、初めて聞いたことですが、それ、改正は何年何月ですか。お尋ねします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長 正確な改正年度はここでは把握しておりません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 改正法が出て、施行前に作成された網形成計画は、改正法施行後、令和2年、これ11月27日以降ですね。地域公共交通計画とみなされるというのが入っておりました。そのかわり、手続はないけれども、次回の計画見直しのタイミングなどで、地域公共交通計画で定められている記載事項（努力記載事項を含む）を満たしているか、確認を行いましょうとあります。しっかり確認をしてください。

そういった計画、まだ素案がウェブに流れてます。大体に素案を公表するということは、そのままにされているというのは、私としてはあまり見ていいものではないと思います。しっかりと、案ではなくて計画として策定されたものを出していただきたいと思いますが、市長、いかがお考えですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、公共交通計画、来年度でしたっけ……

来年度にしっかりしたものが出ます。素案云々の話があったんですが、素案が載っていると何がいけないのかは、よく分かりません。悪いなんていうことは一切ないはずです。何か気分が悪いみたいにおっしゃいましたっけ。それはちょっと過剰な反応ではなかろうかと思います。むしろです。議論の痕跡がしっかりと残っているというのは、よいことです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 ある意味、私も探せて、その素案を見ることができて、よいことかもしれないけれども、市としてしっかりと、この公共交通をどのように計画を考えているのかというところが表れるところではあるかと思えます。計画というのは、たくさんあります。市にとっても。その整合性をしっかりととっていかなければならない中で、大事なものであると思います。

それでは、その公共交通計画に入っておりますので、国の政策のところからお話を進めていきたいと思えます。

今回、国の交通政策基本計画がありまして、これが第二次で令和3年から7年まで。その中で、基本的方針A、誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要な交通の維持確保、その中の目標2に、まちづくりと連携した地域構造のコンパクトプラスネットワーク化の推進というのがありました。

今回、折しも立地適正化計画に向けた市民アンケート調査を実施されておりますが、今回、国が行っている公共交通計画の中に、地域公共交通計画と併せ、立地適正化計画を進める、一体的な策定実施を促進されることを、さらには、県の適切な関与の下で、市町をまたいだ広域的な最適化を図る取組を進めることをすることは、国としても取組を進める、また、関係省庁で構成されるコンパクトシティ形成支援チームの枠組みを通じて、支援施策の充実、モデル都市の形成、横展開、取組成果の見える化などを進めて、コンパクトプラスネットワークの取組の裾野を拡大する、これは国の計画になっております。

私としては、今回もちろん都市計画マスタープランも併せてされたらよろしいと思いますけれども、こういう取組に、国の計画にしっかりと乗って、安芸高田市の未来を支える地域公共交通計画を進めていくことも必要ではないかと思っておりますけれども、市長のお考えをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この場でお伺いされるまでもなく、そのようにずっと指針を示しています。都市マスタープランというのは、まさにそのためにあるわけです。あれは市が勝手にですね、暇だからこんなつくっちゃろうというものでは一切なく、国の大きな指針に基づき、それに沿うために、改めて今、策定をするものです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 都市計画マスタープランもそうですが、今、国土交通省が求めているのは、立地適正化計画と地域公共交通計画を合わせることを、そういった市町を増やすことを、目標数値としては600でしたか、挙げて広がっていくとしております。これに乗っていかれるということで進めていると言われました。しっかりとそれを進めていただきたいと思っております。

さらにですね、次にお伺いしたい。2番に入ります。

今後、どのようなデジタル技術の活用を含めた仕組みの見直しを進めていこうとされているのか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

反問ですか。

市長から、反問権の申出がありましたので、許可をいたします。

石丸市長。

○石丸市長 もう1回確認したいんですが、デジタル技術の見直しをどう行っていくかとおっしゃいましたか。そこをもう一度正確にお願いします。

- 宍戸議長 山根議員。
- 山根議員 反問権にお答えいたします。  
先ほど言ったばかりなんですけれども、確認をされましたので。  
今後どのようなデジタル技術の活用を含めた仕組みの見直しを進めていこうとされているのか、お伺いをするところです。
- 宍戸議長 以上でこの件を終了します。  
市長の答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 大変申し訳ないんですが、その通告文からして、日本語として、すごく不自然なんですね。デジタル技術の活用を含めた仕組みの見直しを進めていく。いや、デジタル技術を活用する話なのか、仕組みの見直しを進めていくというのは、これ、もう1回ちょっと読まれてみてください。不思議な文章になっています。  
見直しという観点で言えば、デジタル技術というのはマストです。必ず必要になるものです。それを使う際には、利用者、使うほうと使われるほう、事業者、双方の利便性が改善するように工夫をしていきます。  
例えば、現状ある課題としては、運賃の支払いとか、運行体系の最適化ですね。そのあたりでデジタル技術は活用できます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 一つ一つにしっかりと読み込まれて、納得できないところはしっかりとと言われることはよろしいかと思えますけれども。  
仕組みの見直しというのは、いろんな、デジタル技術の活用だけではないですよ。デジタル技術って言えば、庄原でやってるAIを使ったこと。さらには、そこにはキャッシュレスの決済などもあります。  
だけれども、そうでなくて、地域公共交通計画の中には、いろんな課題が出てきて、どういうふうなルートを使うかとか、外の市外の交通とどのように連携するかとか、また、高齢者のも、初めに冒頭、市長が言われました、福祉対策。高齢になって、自分だけでは乗れない、また、荷物を何個もたくさんあった場合どうするか、そういうような問題もいろいろあります。そこも含めて見直しをかけていこうとするのが地域公共交通計画の新しい改定版になるかとは思いますが、平成30年のそのままだが上がってくるのではないと、私は思っておりますけれども、そのところをしっかりと押さえていただいて、お答えを求めたいと思いましたが、いかがでしょうか。市長から改めてお答えをいただきたいと思いません。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 質問の一文が長すぎてですね、ちょっと私の、すみません、頭では理解が困難になってきます。端的に質問をしていただけると、非常にありがたいです。

そのあたりも含め、見直しをどうしていくかという、また、でも最後は結局抽象的な質問だったのかなと思うんですが、当然に、あらゆるニーズに応えるように、できる限り応えるように見直しをしていきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 余りにも長いと理解できないと言われるので、それでは、もう仕組みの全体的な見直しになると、抽象的な、もう総合的なお答えになるので、お聞きします。

デジタル技術の活用、これ、ちょうど通告後にですね、12月4日、中国新聞に、過疎地の公共交通にAIと、大きな記事が出ました。さらには、先ほど申し上げたキャッシュレス決済カード、庄原市が進めております。こういうものを取り入れる。そういったことを市長も進めていこうとされているのか、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 2つ前の質問でお答えしたとおり、デジタル技術の活用はマストです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 同じことを聞くようなことになってしまって、これは気をつけなければいけないと思いますけれども、何回も言ってもなかなか答弁がしっかりとかみ合わない。というのは、本当にお互いに気をつけていくことではないかと思います。

今後に向けて、新たな取組、来年度に向けては、計画等、変わっていきます。1つの計画を変えれば、全て整合性を取っていかなければなりません。執行部として、しっかりとそこを押さえて進めていかれることを期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、山根議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。

疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時30分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員